

IPCSA 会員向け令和8年度農林水産予算概算要求 説明会（スマート農業関係） 議事次第

日 時：令和7年9月26日（金） 10:00-12:00
開催形態：オンライン(Microsoft Teams)

1 開会

2 令和8年度農林水産予算概算要求説明

- (1) スマート農業技術活用促進集中支援プログラム
- (2) 生産方式革新事業関係予算および環境整備関係予算
(質疑応答含む)
- (3) 開発供給事業関係予算
(質疑応答含む)

3 閉会

スマート農業技術の活用の促進に当たっての課題

- スマート農業技術の活用の促進に当たっては、**スマート農業技術に適した生産方式への転換を図りながら、その現場導入の加速化と開発速度の引き上げを図る必要。**

人手を前提とした慣行的な生産方式 (現状)

出荷規格に合わせて収穫するには、
人手が必要だが、
将来、人員を確保することも難しく、
営農を続けられないかも…

スマート農業技術に適した生産方式への転換 (目指す姿)

実需者ニーズに合わせて、機械で一斉収穫ができるよう
畝間を広げ、品種を変えたら、スマート農業機械
が良く機能したよ。これなら、農業が続けられるね

関係者の声

- ✓ 農業分野の研究機関（農研機構等）や生産現場に**伝手がなく**、技術開発や生産現場への橋渡しがうまくできない。
- ✓ ほ場などの条件が多岐にわたることや、慣行的な栽培方法への**こだわり**、作物ごとの**転用が困難**なことが技術の開発・導入双方のハードルを上げている。
- ✓ **技術開発・供給側と生産現場側の両方の歩み寄り**が重要。

農業の現場では…

- ✓ 衛星データを活用して農機を直進制御する技術等、一部の農機等では実用化が始まっている



GNSSガイダンス、自動操舵システム

ドローン

スマート農業技術の現場導入を加速させ、その効果を十分に引き出すには、ほ場の畝間拡大、均平化や合筆、枕地の確保、作期分散、出荷の見直し等、**スマート農業技術に適した生産方式への転換が重要**

技術の開発では…

- ✓ ニーズの高い野菜や果樹の収穫ロボット等の技術開発は難度が非常に高く、実用化に至らず



自動収穫機での収穫に失敗したキャベツ

開発者

異業種で培った技術を農業分野に生かしたいけど、ほ場も作物の生育もバラバラで手が出せないなあ。。

開発速度を引き上げるには、スマート農業技術に適した生産方式への転換により開発ハードルを下げつつ、**開発が特に必要な分野を明確化して多様なプレイヤーの参画を進めることが重要**

スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

- 農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、
- ①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（**生産方式革新実施計画**）
 - ②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（**開発供給実施計画**）
- の認定制度の創設等の措置を講ずる。

農林水産大臣（基本方針の策定・公表）

【法第6条】

（生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項 等）

↑ 申請

↓ 認定

↑ 申請

↓ 認定

①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）【法第7条～第12条】

【生産方式革新事業活動の内容】

・スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動

【申請者】

・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等※1
（農業者又はその組織する団体）

※1 継続性や波及性を勘案し、複数の農業者が有機的に連携して取り組むことが望ましい

（スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能）

【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認等）など

②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（開発供給実施計画）【法第13条～第19条】

【開発供給事業の内容】

・農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等※2の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業

※2 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

【申請者】

・開発供給事業を行おうとする者
（農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等）

【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・農研機構の研究開発設備等の供用等
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認）など

【税制特例】①の計画に記載された設備投資に係る法人税・所得税の特例（特別償却）、②の計画に記載された会社の設立等に伴う登記に係る登録免許税の軽減

スマート農業技術活用促進集中支援プログラム

令和8年度予算概算要求額 30,648百万円（前年度 18,220百万円）

<対策のポイント>

スマート農業技術活用促進法に係る生産方式革新事業活動を行う農業者等や開発供給事業を行う者に対して、**スマート農業技術を活用するための環境整備や各種支援事業の優遇措置**等により集中的かつ効果的に支援を行い、栽培方式の転換やスマート農業技術等の開発を促進し、農業の生産性の向上を図ります。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

<事業の全体像>

生産方式革新事業関係

認定生産方式革新事業者が行う**スマート農業技術の活用と新しい生産方式の導入の取組**に対し、予算上の優遇措置等を設定し、集中的に支援します。

- ・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業
- ・持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策
- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・国産小麦・大豆供給力強化総合対策
- ・新基本計画実装・農業構造転換支援事業
- ・強い農業づくり総合支援交付金のうち食料システム構築支援タイプ 等

【支援イメージ】



ドローンによる直播



収量コンバイン

スマート農業機械の導入



果樹の省力樹形への改植

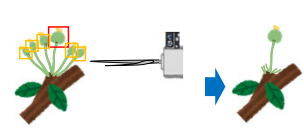
技術に適した生産方式への転換

開発供給事業関係

認定開発供給事業者が行う**本法に基づく重点開発目標に沿った開発・実用化の取組**に対し、予算措置上の優遇措置等を設定し、集中的に支援します。

- ・スマート農業技術活用促進総合対策
 - 〔重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）
 - 〔低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発 等
- ・スタートアップへの総合的支援
- ・生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発 等

【支援イメージ】



なしの管理作業（摘果）ロボット

難度の高い技術の研究開発



中山間地域向けの
管理作業機の小型化
（非乗用型への転換など）

低コスト・小型化等の技術の研究開発

社会実装の下支え

スマート農業技術活用の促進のための環境整備関係

農地の大区画化や情報通信基盤の整備、スマート農業教育の充実、生産者・開発者が参画するスマート農業イノベーション推進会議の運営をはじめとしたスマート農業技術活用の促進のための環境整備を支援。

- ・農業農村整備事業
- ・大区画化等加速化支援事業
- ・農業生産基盤情報通信環境整備事業
- ・スマート農業教育推進
- ・農業教育高度化事業
- ・スマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）の運営 等

【お問い合わせ先】 大臣官房政策課技術政策室（03-6744-0408）³

53 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

令和8年度予算概算要求額 980百万円（前年度 30百万円）

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、農業支援サービス事業者の人材育成や活動の促進、サービスの提供に要するスマート農業機械等の導入等の取組に対して支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年まで〕

<事業の内容>

1. 農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

① 農業支援サービス事業育成対策

サービス事業の立上げ当初のビジネス確立や事業拡大の際に必要な、地域のニーズ調査や現場でのデモ実演、機械オペレーターなどの人材育成等に必要な経費を支援（定額）します。

② スマート農業機械等導入支援

機械作業受託等のサービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入に必要な経費を支援（1/2以内）します。

2. 農業支援サービスの土台づくり支援

サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援（定額）します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 農業支援サービスの立上げ・事業拡大対策

① 農業支援サービス事業育成対策

サービス事業者の活動に必要なニーズ調査や、サービスのデモ実演、人材育成等



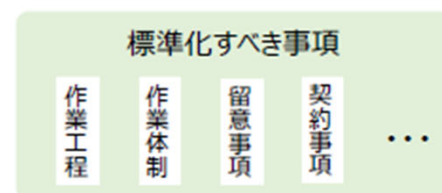
② スマート農業機械等導入支援

サービス提供に必要なスマート農業機械等の導入



2. 農業支援サービスの土台づくり支援

サービス事業の環境整備に向けた「標準サービス」の策定等



22 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 10,000百万円】

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、**スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等**の取組を総合的に支援します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年まで〕

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等に**カスタマイズ**するための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等**需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組**と、これらサービスの**速やかな事業展開を図る取組**を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

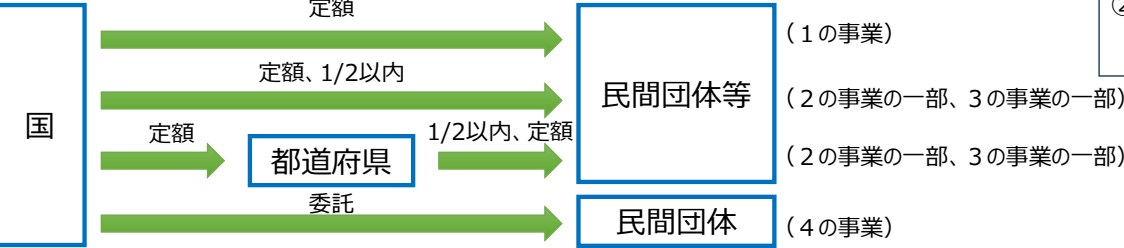
サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、**ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等**のほか、サービスの提供に必要な**スマート農業機械等の導入**を支援します。

4. 農業支援サービスの土台づくり支援

- ① サービスの**標準的な作業工程や作業精度等**を定めた「標準サービス」を策定します。
- ② **事業を開始する際の留意事項等**を整理した「スタートアップガイド」を策定します。

※ 2 及び 3 は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

橋渡し支援	先進モデル支援
スマート農業機械等のカスタマイズ 産地生産者 ↔ 開発者	サービス事業体が産地や食品事業者等と連携したモデル的な取組をソフト・ハード一体的に支援 (取組イメージ) ① 食品事業者との連携による受託面積の大幅な拡大 ② 複数産地の連携によるスマート農業機械の共用 ③ ドローン等の多作業・多品目利用
立ち上げ支援	土台づくり支援
サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立を支援 ① ニーズ調査や試行的なサービス提供、人材の育成 ② サービス提供に必要な農業機械の導入	サービス事業の環境整備 ① 「標準サービス」の策定 ② 「スタートアップガイド」の策定

スマート農業技術のサービス利用等を通じて農業の持続的な発展を実現

農業支援サービス事業体の育成・活動の促進に向けて

令和6年度補正予算

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業

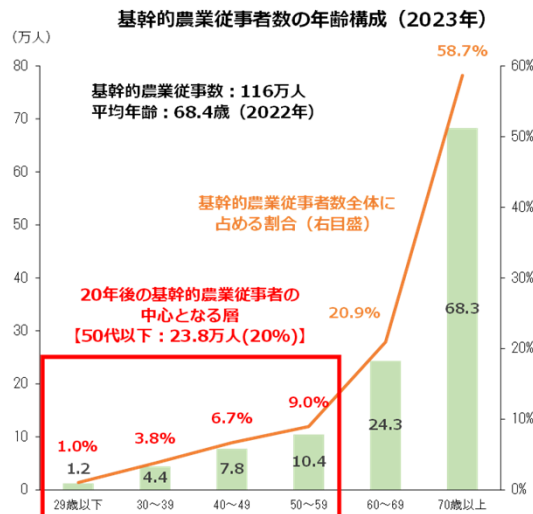
令和7年9月

農産局 農産政策部 技術普及課
スマート・サービスユニット

農業の持続的な発展に資する生産性向上に向けた施策の強化 (スマート農業と農業支援サービス事業の活用促進)

背景

人口減少に伴い、基幹的農業従事者は、今後20年間で現在の約1/4 (116万人→30万人) にまで減少することが見込まれ、国産農産物の供給量を維持することが困難となるおそれ



食料・農業・農村基本法

【基本理念】

第5条 (抜粋)

農業については、その有する食料その他の農産物の供給機能等の重要性に鑑み、人口の減少に伴う農業者の減少等農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、これらの機能が発揮されるよう、農業の生産性の向上等が図られることにより、持続的な発展が図られなければならない。

【基本的施策】

第30条

国は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産、加工又は流通の方式の導入の促進、省力化等に資する新品種の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

第37条

国は、農業者の経営の発展及び農業の生産性の向上に資するため、農作業の受託、農業機械の貸渡し、農作業を行う人材の派遣、農業経営に係る情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

生産性向上に向けた施策

スマート農業技術を核とした生産方式等の転換支援

一体的な推進を通じた効果の増進

農業支援サービス事業の活用による営農支援

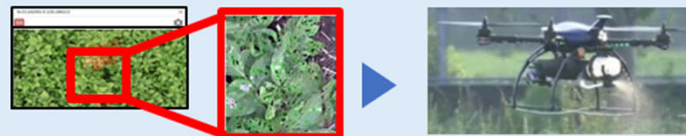
※スマート農業技術活用促進法の活用と併せて推進

農業支援サービスとは

農業支援サービスとは、農業者等に対して提供される農業に係るサービス（農産物の加工流通・販売に係るサービスを除く。）であり 主に以下のようなタイプに分類されます。

作業サポート型			判断サポート型
○ 専門作業受注型	○ 機械設備供給型	○ 人材供給型	○ データ分析型
播種や防除、収穫などの農作業を受託し、農業者の作業の負担を軽減するサービスです。 (株)NINJA LINKSS  ドローンを活用した農薬散布作業を代行 (株)ミズホ商会 水稻や畑作物における、土づくり、播種から収穫までの各種作業を代行。スマート農機で高効率作業に特化。 	機械・機具のリース・レンタル、シェアリングにより、農業者の導入コスト低減を図るサービスです。 inaho(株)  自社で開発した自動収穫ロボットのレンタルサービス (株)サングリン太陽園 ラジヘリ等を活用した防除作業受託のほか、ドローンを共同で利用する農業者向けのシェアリングサービスを提供 	作業者を必要とする農業現場のために、人材派遣等を行うサービスです。  YUIME (株) 各地の繁忙期に着目して社員を専門的に育成・派遣 アグリトリオ (株) 労働力を要する農業者と適した作業者のマッチングが可能な農業用求人システムを開発 	農業関連データを分析して解決策を提案するサービスです。 テラスマイル(株) 生産や市況などのデータを分析し、最適な出荷時期などの提案により農業経営をサポート  (株)はれと 施設園芸における生産性カイゼンに向けた労務管理システム「agri-board」を開発・提供 

複合サポート型（上記 4 類型の複合型）



(株)オプティム

センシングに基づく農薬ピンポイント散布等の栽培管理ソリューションを無償で農家が活用。オプティム社が、生産物を農家から買取り、販売

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年まで〕

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

4. 農業支援サービスの土台づくり支援

① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。

② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。

※ 2 及び 3 は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。

<事業の流れ>

国

定額

民間団体等

(1の事業)

定額、1/2以内

民間団体等

(2の事業の一部、3の事業の一部)

定額

都道府県

1/2以内、定額

民間団体等

(2の事業の一部、3の事業の一部)

委託

民間団体

(4の事業)

<事業イメージ>

橋渡し支援



産地生産者

開発者

先進モデル支援

サービス事業体が産地や食品事業者等と連携したモデル的な取組をソフト・ハード一体的に支援

(取組イメージ)



① 食品事業者との連携による受託面積の大幅な拡大

② 複数産地の連携によるスマート農業機械の共用

③ ドローン等の多作業・多品目利用

立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立を支援

① ニーズ調査や試行的なサービス提供、人材の育成

② サービス提供に必要な農業機械の導入



土台づくり支援

サービス事業の環境整備

① 「標準サービス」の策定

② 「スタートアップガイド」の策定



スマート農業技術のサービス利用等を通じて農業の持続的な発展を実現

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年まで〕

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

4. 農業支援サービスの土台づくり支援

① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。

② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。

※ 2 及び 3 は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。

<事業の流れ>

国

民間団体等

民間団体

都道府県

金額

金額、1/2以内

金額

1/2以内、金額

委託

(1の事業)

(2の事業の一部、3の事業の一部)

(2の事業の一部、3の事業の一部)

(4の事業)

<事業イメージ>

○補助事業

・スマート農業の現場導入（1の事業）

・サービス事業体の育成（2，3の事業）

○委託事業

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立を支援

① ニーズ調査や試行的なサービス提供、人材の育成

② サービス提供に必要な農業機械の導入

土台づくり支援

サービス事業の環境整備

① 「標準サービス」の策定

② 「スタートアップガイド」の策定

スマート農業技術のサービス利用等を通じて農業の持続的な発展を実現

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポ-

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、**農業支援サービス事業体の育成や活動の促進**等の取組を総合的に支援します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上【令和12年まで】

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、**①食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、②複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、③ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と④これらサービスの速やかな事業展開を図る取組**を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、**①ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等**のほか、サービスの提供に必要な**②スマート農業機械等の導入**を支援します。

それぞれの事業メニューの事業実施要領や公募情報などはこちらをご参照ください。



リンク: 農林水産省HP
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service.html>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援(別記1)

- ・国(農政局)による直接採択事業
- ・スマート農業技術のカスタマイズを500万円定額で支援。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

① 需要主導産地育成タイプ(別記2-1)

- ・国(本省)による直接採択事業
- ・食品事業者と農業サービス事業者等が連携した取組を支援。
- ・機械導入や施設整備も支援。(1/2以内)

② 複数産地連携タイプ(別記2-2)

- ・国(本省)による直接採択事業
- ・複数産地が連携しサービス事業の長期化を図る取組を支援。
- ・機械導入や施設整備も支援可能。(1/2以内)

③ 機械多用途利用タイプ(別記2-3)

- ・国(農政局)による直接採択事業
- ・ドローン等の異なる品目等での活用可能性の検証を支援。
- ・ソフト(定額)支援。

④ モデル的取組の立上げ(別記2-4)

- ・国による直接採択事業(一部、都道府県による間接補助)
- ・ソフト(定額)・機械導入(1/2以内)を支援。

3. 農業支援サービスの立上げ支援

① 農業支援サービス事業育成対策(別記3-1)

- ・都道府県による間接補助(一部、国による直接採択事業)
- ・サービス事業の立上げに係るニーズ調査等のソフト(定額)経費を支援。

② スマート農業機械等導入支援(別記3-2)

- ・都道府県による間接補助(一部、国による直接採択事業)
- ・サービス事業に必要なスマート農業機械等の導入経費を支援。(1/2以内)

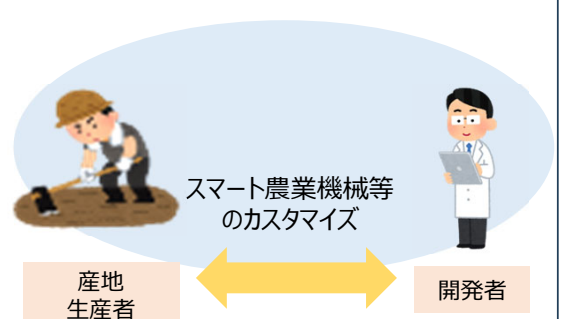
農業支援サービスの立上げ支援について

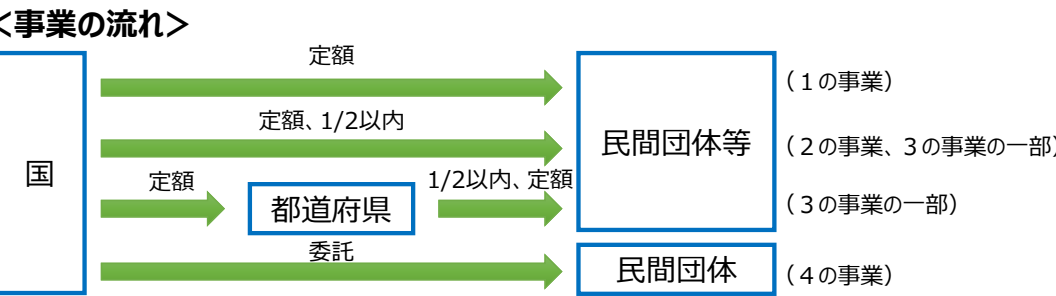
<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年まで〕

事業の内容	事業イメージ
1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援 スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。 2. 農業支援サービスの先進モデル支援 農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。 3. 農業支援サービスの立ち上げ支援 サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。 4. 農業支援サービスの土台づくり支援 ① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。 ② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。 ※ 2 及び 3 は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。	橋渡し支援  産地生産者 ←→ 開発者 先進モデル支援 サービス事業体が産地や食品事業者等と連携したモデル的な取組をソフト・ハード一体的に支援 (取組イメージ)  ① 食品事業者との連携による受託面積の大幅な拡大 ② 複数産地の連携によるスマート農業機械の共用 ③ ドローン等の多作業・多品目利用 立ち上げ支援 サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立を支援 ① ニーズ調査や試行的なサービス提供、人材の育成 ② サービス提供に必要な農業機械の導入  土台づくり支援 サービス事業の環境整備 ① 「標準サービス」の策定 ② 「スタートアップガイド」の策定 



スマート農業技術のサービス利用等を通じて農業の持続的な発展を実現

どなたでも、サービス事業体として活躍できます！

現在、様々な背景の方々が取り組んでいます。

例えば、
農業者



地域の農業者の
収穫作業を代行



コンバイン

個人事業者



空いた時間で
防除作業を代行



ドローン

JA



高齢農業者等の
作業全てを代行



トラクター



田植え機



コンバイン

建築業者



技術を生かして、耕
耘・均平作業を代行



トラクター

+

アタッチメント(均平機)

サービス事業に必要な機械は全て半額補助※します。

※画像はイメージです。

画像出典：農林水産省「新技術_製品・サービス集」

※補助上限額(1,500万円、3,000万円、5,000万円)



事業の支援対象

本事業は、農業支援サービス事業が支援の対象になります。

農業支援サービスとは

受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル等(販売は除く)によって提供する取組のことをいいます。

また、これを行う者を「農業支援サービス事業体」といいます。

このため、農業支援サービス事業に該当する事業を実施しようとする者であれば、業種の別、個人、法人の別、事業規模など関係なく、本事業の支援対象になり得ます。

農業支援サービスの事例①：JA出資型法人による事例

【事例：株式会社アグリプラン】

- 平成6年にJAふらの100%出資法人として誕生。当初は手作業の労働者の派遣を実施。
- 地域の農業者の減少と規模拡大に伴い、機械作業受託を徐々に拡大。
- 現在、正社員29名、臨時社員24名が在籍し、人参、豆類、加工馬鈴薯等の播種・収穫等の機械作業を幅広く展開



農業支援サービスの事例②：農機メーカーによる事例

【株式会社クボタ】

- 貸出機械は、小型・中型トラクター、リモコン草刈機、ロータリー、小畝用マルチローターなど。
- 茨城県つくばみらい市、下妻市、京都府亀岡市、滋賀県甲賀市、兵庫県神戸市等、全国10拠点でサービスを展開。
- メンテナンスはクボタが実施し、利用者はトラクター等の保管場所から自ら自走するかトラックなどで運搬。



操作説明の様子



事業の支援対象

事例の出典:

- ・農林水産省「各地方農政局等管内の農業支援サービス取組事例」
(https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service_tihoujirei.html)
- ・農林水産省「スマート農業をめぐる情勢」
(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/index.html>)

農業支援サービスの事例③：電力会社による参入事例

【事例：九電ドローンサービス株式会社】

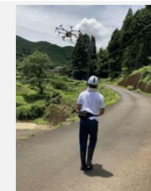
- 電力事業で培ったノウハウと実績をもとに、ドローンによる点検や測量、農薬散布等を提供。
- 令和2年度から大分県を中心に「ドローン農薬散布サービス」を開始。
- 令和4年度から九州内の全エリアに拡大中



農業支援サービスの事例④：建築会社の参入事例

【事例：土橋産業株式会社】

- 建築業を主業とする同社が新規事業として、ドローンによる防除作業の受託を2020年7月から開始。



農業支援サービスの事例⑤：食品事業者の参入事例

【事例：カゴメ株式会社】

- トマトジュースの原料となる加工用トマトを契約栽培で調達し、生産、加工、販売と一貫したバリューチェーンで、製造・販売を行う
- 平成26年より農機メーカーと共同で開発した収穫機の契約生産者へのレンタルを開始
- 現在、北海道から広島まで全国13都道府県でサービスを提供



加工用トマト収穫風景

農業支援サービスの事例⑥：スタートアップ企業の参入事例

【事例：株式会社レグミン】

- 自社開発の露地用農薬散布ロボットを用いたねぎの農薬散布サービスを提供するほか、ねぎの定植作業や収穫作業、収穫後の皮むき等の調製作業等、ねぎに関する農作業受託サービスを展開。
- R5年度は、埼玉県深谷市、熊谷市において100ha超の農薬散布サービスを実施。



自立走行型ロボットによるねぎの農薬散布

このほか、センシングを通じた可変施肥マップの作成などのデータを活用したデータ分析サービス、農業人材の派遣事業などの人材供給型サービスも、農業支援サービス事業に該当します。

事例はこちらから⇒

農林水産省「各地方農政局等管内の農業支援サービス取組事例」





支援内容

本事業は、サービス事業体の立上げや事業拡大に向けた以下の経費を支援します。

- ① ニーズ調査や試行的なサービス提供等のソフト経費（**農業支援サービス事業育成対策**）
（補助上限1,500万円、定額（1事業実施主体当たり））
- ② サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入経費（**スマート農業機械等導入支援**）
（補助上限1,500万円（※）、補助率1/2以内（1事業実施主体当たり））

※補助上限額は、スマート農業機械を導入する場合は3,000万円、複数都道府県へサービスを提供する場合には5,000万円となります。

Q: 既に農業支援サービス事業を実施しているが、本事業の対象になるか？

A: **既にサービス事業を実施していても対象になります。**

ただし、サービスの提供面積を拡大することが必要です。

Q: ドローンのライセンスなどの取得も対象になるか？（①の事業）

A: サービスの実施に必要な**免許やライセンスなどの取得も対象になります。**

Q: スマート農業機械ではない農業機械も対象になるか？（②の事業）

A: **スマート農業機械ではない農業機械も対象になります。**



事業の活用例（農業支援サービス事業育成対策）

例 1：専門作業受注型

ドローンによる播種・防除・肥料散布、農薬散布ロボットによる防除を行う事業者における、**デモ実演に必要な職員の旅費、ほ場の借上費**等のほか、事業量の拡大に対応するための**ドローン操作研修の受講料**やサービス事業に新たに**従事する社員の人材育成に要する人件費**（人件費についてはP14も参照）等

例 2：機械設備供給型

農業用ドローン等の貸し出しを行う事業者における、**産地への周知活動に必要な宣伝費や旅費**等

例 3：人材供給型

特定技能外国人等の派遣を行う事業者における、**派遣作業員の研修受講費**や、派遣先となる可能性のある産地における**人員の需要時期・需要量、作業内容等の事前調査**に要する旅費等

例 4：データ分析型

病虫害予測システムや収穫予測システム等を提供する事業者における、**個別産地や品目に適応するためのシステム改修に係る委託費**（他社に委託する場合）や**役務費**（委託費にあたらないう軽微なもの）、**現場調査に要する旅費**等

補助対象経費となる人件費について

本事業はサービス事業体の新規事業立上げ当初のビジネス確立に向けた取組を支援することを目的とし、補助対象経費(人件費含む)については、要領により、

- ・サービス事業のニーズ調査に要する経費
- ・サービス事業の実施に当たって必要な機械レンタル・改修、データ収集等に要する経費
- ・サービス事業を企画・運営する専門人材の育成に要する経費
- ・その他サービス事業の育成・普及に資する取組に要する経費

と規定されており、サービスの提供に対して対価を得る行為(サービス事業そのもの)に係る人件費は補助対象経費となっていません。

申請の際、事業計画に人件費を計上しようとする場合は、上記の補助対象経費に該当する人件費であるか精査の上、補助対象経費以外の人件費が計上されないようご確認ください。

(一方で、実際の業務を行いながら技術を習得する研修(いわゆるOJT(On-the-Job Training)方式により、例えば、作業員1名分に相当する作業受託料を対価として得つつ、熟練者1名が作業員の指導を行う場合、対価を得る作業員1名の人件費は補助対象外ですが、対価を得ずに指導を行う熟練者1名の人件費は補助対象となります。)

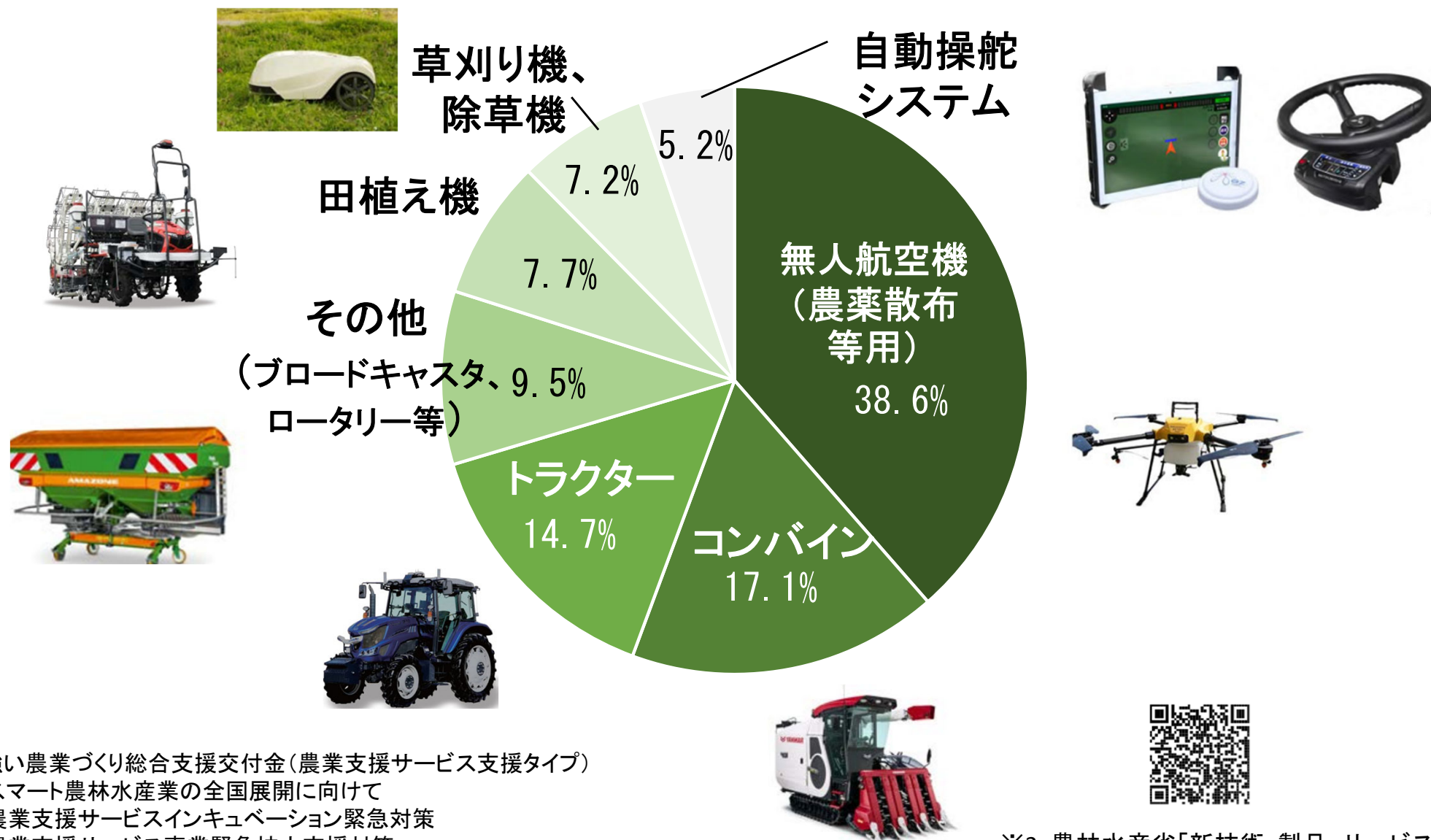
なお、人件費の積算は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとされているため、当該通知に基づいて算定するようご注意ください。

また、人件費の積算に当たっては、補助対象となる行為に係る従事時間と、他の補助事業等及び自主事業等の従事時間と重複することが出来ないことに留意し、補助対象の行為だけに従事するもののみ計上してください。



事業の活用例（スマート農業機械等導入支援）

過去の類似事業（※1）におけるスマート農業機械等の導入事例（画像はイメージ（※2））



※1: 強い農業づくり総合支援交付金（農業支援サービス支援タイプ）
スマート農林水産業の全国展開に向けて
農業支援サービスインキュベーション緊急対策
農業支援サービス事業緊急拡大支援対策

※2: 農林水産省「新技術_製品・サービス集」20



農業支援サービスの対象にならないもの

●農業用施設等の保守・管理

- ✓ ドローンを活用して農業用ハウスの屋根への遮光剤を塗布する作業
- ✓ その他、農産物の生産と直接関係ない用途でのサービス提供（農道管理、遊休地の除草等）

●農業生産資材（種苗、肥料、農薬、機械）の販売

- ✓ 単なる農業生産資材（種苗、肥料、農薬、機械）の販売

●農産物の乾燥・調製・貯蔵・加工・出荷の代行

- ✓ ライスセンターや選果場、農産物の加工施設（食品産業事業者）の提供

※ただし、上記事業者が行う収穫作業の代行やデータ分析型サービス等は対象。

●各種申請の代行（ドローン、Jクレジット）

- ✓ 農薬の空中散布に係る航空局への代行申請
- ✓ 農地へのバイオ炭の施用と併せた「Jクレジット」の申請代行（農業者個人では手続きが困難）



事業活用のポイント



農業支援サービスに必要な農業機械と一体的に導入する
専用運搬車（セーフティローダー等）も補助対象になります。

Q：専用運搬車のみの導入も対象になるか。

A：対象になりません。本事業では、サービスに必要な農業機械の**運搬を前提として一体的に導入する場合のみ対象**となります。

Q：軽トラックやワンボックスバンは対象になるか。

A：対象になりません。**圃場間の速やかな移動が困難な大型の農業機械を運搬するものを想定**しており、**軽トラックやワンボックスバンは、対象として想定しておりません**。なお、セーフティローダー以外には、セーフティローダーダンプ、ユニック車、セルフローダー、アームロール車等も対象となります。

⚠ 導入に当たって条件や留意事項がありますので、専用運搬車の導入申請に当たっては、実施要領をよくご確認くださいようお願いします。 ⚠

実施要領はこちら⇒





事業活用のポイント

農業機械メーカーやその子会社であっても、
本事業の事業実施主体になることが可能です。

農業機械メーカーやその子会社が事業実施主体になる場合には、利益等排除が必要です。

(1) 事業実施主体自身で農業機械を調達する場合

事業実施主体の自社調達の場合は、原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業や事業実施主体の関係会社から農業機械を調達する場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とする。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。



サービス提供範囲別の申請先の考え方

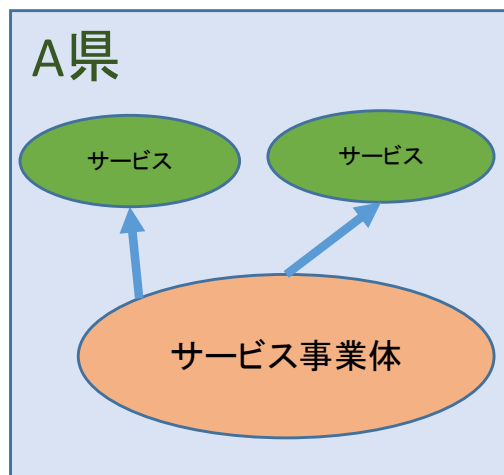
1. サービス事業者が提供するサービスの利用者又は提供地域が全て特定の県域に留まる場合

⇒「**地域型サービス支援タイプ**」を選択

事例1

事務所の所在地とサービス提供地域が同一（A県の場合）

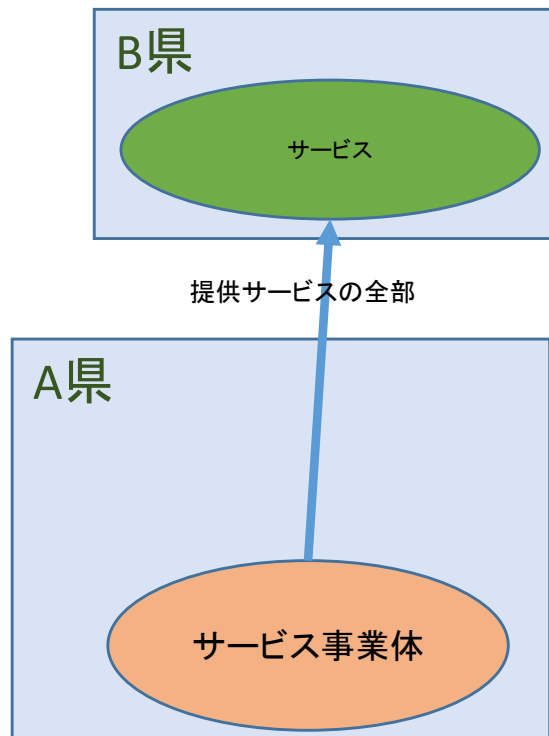
⇒A県へ申請



事例2

事務所の所在地はA県、サービス利用者又は提供面積の全てがB県の場合

⇒B県へ申請



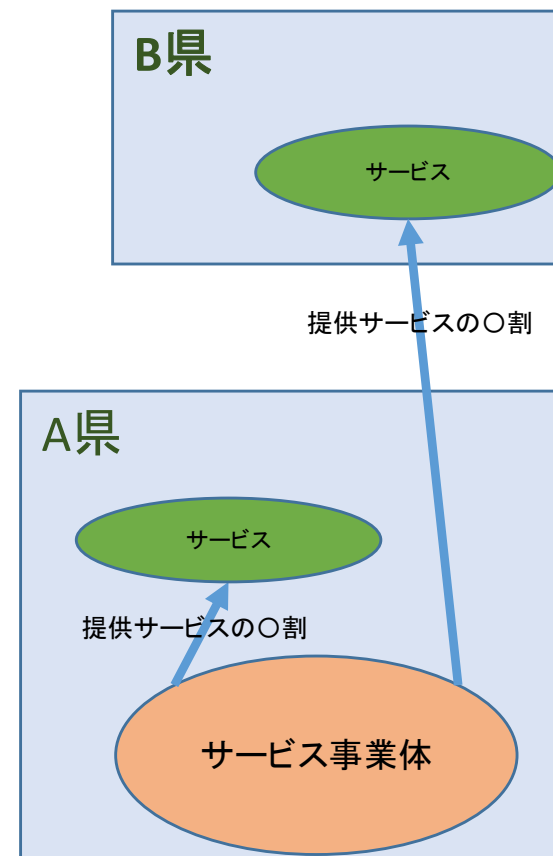
2. サービス事業者が提供するサービスの利用者又は提供地域が複数県にわたる場合

⇒「**広域型サービス支援タイプ**」を選択

事例3

複数県にサービスを提供している場合

⇒国へ申請



事業実施計画書の作成に当たっての注意事項(スマート農業機械等導入支援) 1/3

- 事業実施計画書は、事業目的を踏まえ、掲げた目標とその実現に向け具体的な取組を記載するものです。
- このため、特に、①目標が適当でない、②目標の実現可能性が不明瞭、③サービス事業の継続が困難と判断される場合には支援できません。
- 今回、これまでの類似事業の審査・評価委員会※において不採択と判断された事例を紹介します。

例1 目標が適当でない

※ 採択の可否を判断する外部有識者等からなる委員会

(事業計画書での該当箇所)

4 成果目標及びそれに付随する計画
以下に成果目標を記入すること。

	現状(〇年度)(※1)	事業実施年度(〇年度)	〇年度	目標年度(〇年度)	成果目標の目標値の根拠(※2)
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標(ha)(※3)					
成果目標(ha)の拡大量(目標年度値－現状値)					

2 サービス利用者一覧(提供を予定している全員の情報を記載する)

No		サービスを利用する農業者等名	内容(防除、施肥、収穫等)	対象作物	提供サービス(必ず記載すること)				時間(h)	見込み
					(A) サービスを提供している現状値面積(ha)(注5)	(B) サービスを提供する面積(ha)	(B)－(A)面積(ha)			
1								0		－
2								0		－



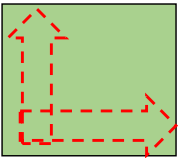
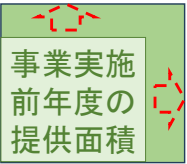
ポイント

サービスの提供面積を拡大すること※、が重要です。

審査では、事業実施前年度(令和7年度実施の場合は6年度)と目標年度(〃の場合は9年度)のサービスの提供面積を比較して判断します。

※拡大の程度は問いません。

目標年度の提供面積のイメージ(右図)



① 既存のサービスを拡大するパターン

② 新規(0から)に取り組むパターン

取組としては、どちらでも構いません。

不採択になり得るケース

サービス利用者	(A) サービスを提供している現状値面積(ha)(R7年度)	(B) サービスを提供する面積(ha)(R9年度)	(B)－(A)面積(ha)
A	5	10	0
B	15	10	0
C	10	10	0
合計	30	30	0

「サービスの提供面積が拡大していないため、事業要件を満たしていない。」との指摘により不採択となる恐れ。

→既にサービス利用者がある場合でも、拡大する目標を掲げることが必要です。

例2 成果目標の実現可能性が不明瞭

(事業計画書での該当箇所)

4 成果目標及びそれに付随する計画
以下に成果目標を記入すること。

	現状 (○年度) (※1)	事業実施年度 (○年度)	○年度	目標年度 (○年度)	成果目標の目標値の根拠 (※2)
(1) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標 (ha) (※3)					
成果目標 (ha) の拡大量 (目標年度値－現状値)					



目標どおりサービスの提供面積を拡大できるのか、が重要です。
例えば、
審査では、目標であるサービスの提供面積の根拠となる利用者の確保の方法や契約状況等を踏まえて判断します。

(例)サービスの提供先として想定している
農業者との調整状況

Aさん 10ha
(契約の同意書あり)

Bさん 10ha
(契約の同意書あり)

Cさん 10ha(?)

Dさん 10ha(?)

※C、Dさんとの契約締結に向けた具体的な
取組状況についての説明が必要です。
➡「自分は農家なので、C、Dさんの同意は
得られる見込み」では説明不足です。

不採択になり得るケース

サービス内容	成果目標年度の サービス提供面積	成果目標の根拠
ドローン防除 サービス	20名 × 1 ha = 20ha	・JAから20名の散布作業を受託する予定としている。 ※説明資料の添付なし
収穫穫代行 サービス	15名 × 0.5ha = 5 ha	・5名からは口頭で了解を得ており、更に口コミで10名程度は拡大可能と考えている。 ※説明資料の添付なし

「JAとの調整状況の説明が無いため、本当に受託できるのか。」との指摘により不採択の恐れ。
→契約に向けてどのような調整を行っているのか具体的に説明できる資料(可能であれば同意書等)の添付ができないか検討してください。

「それぞれどの程度の調整が行われているのかの説明が無いため、本当に契約ができるのか判断できない。」との指摘により不採択の恐れ。
→5名の利用意向が確認できる資料や、残り10名の契約に向けた具体的な取組状況を説明できる資料(アンケート結果等、利用意向のわかるもの)の添付ができないか検討してください。

事業実施計画書の作成に当たっての注意事項(スマート農業機械等導入支援) 3/3

例3 機械導入費用に対してサービス事業での売上が少ない

(事業計画書での該当箇所)

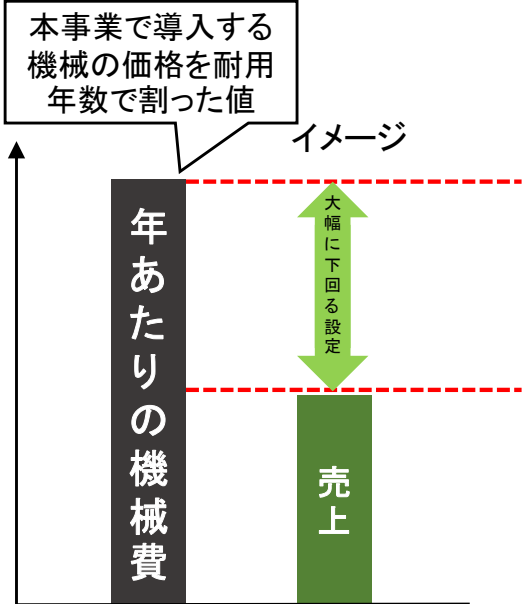
(参考) 以下の(1)、(2)に、上記成果目標に付随する計画を記入すること。

	現状(○年度)(※1)	事業実施年度(○年度)	○年度	目標年度(○年度)	目標年度の計画値の根拠(※2)
(2)事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画					
(3)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画(万円)					

！ポイント！

サービス事業を継続できるか(サービス事業がビジネスとして成立するのか)が重要です。

例えば、審査では、機械の導入費用とサービスでの売上を比較して判断します。



※サービス事業の継続性という観点から、価格設定や提供規模は重要な要素です。

不採択になり得るケース

成果目標	導入機械	導入費用 (総事業費) ①	耐用 年数 ②	年あたりの 機械費 (①÷②)	成果目標年度の サービスの売上見込
10ha (10名×1ha)	コンバイン	1,000万円	7年	143万円/年	200万円/年 (内訳: 10名×1ha× 2万円/10a)
—	農業機械 専用運搬車 (中古)	500万円	3年	167万円/年	—
合計		1,500万円		310万円/年	200万円/年

310万円/年>200万円/年

「導入機械の年あたりの機械費がサービス事業での売上を上回っており、サービス事業の継続は困難ではないか。」との指摘により、不採択の恐れ。
→サービスの内容や導入機械の能力等について再検討が必要です。

審査において重視するポイントの例（全メニュー共通）

例1：財務状況が健全か

審査の基準の「事業の実現可能性」は、資金繰りの観点も含め、成果目標の達成に向けた取組を継続的に行うことができるかの判断基準の一つとして、有識者を含めた審査・評価委員会にて財務の健全性が審査されます。このため、**財務状況が健全と認められない場合には、事業の実現可能性が低い**として不採択となる恐れがあります。

- (不採択になる恐れのある事例)
- ・「純資産」及び「経常利益」が3期ともマイナスの場合
 - ・3期分の財務状況の分かる資料がない場合、直近分の経常利益がマイナスの場合

例2：開発済みの技術に係る農業支援サービスに該当するか

本事業では、事業実施要領の各別記の別表1に該当する事業を実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者が支援の対象です。また、本事業では、既にサービス事業として利用できる確立した技術を早期に現場普及する取組を支援するものです。よって、**開発中の技術に係る経費や開発のための経費は補助対象外**となり、不採択となる恐れがあります。

(参考：別表1 抜粋)

(専門作業受注型) 農業者の行う農作業を代行する取組 ※受委託契約の下で農作業を代行するもの。	(人材供給型) 作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組
(機械設備供給型) 農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	(データ分析型) 農産物(生育途中のものを含む。)、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組

例3：国の類似事業における成果目標との整理

類似の国庫補助事業(以下「過年度事業等」といいます。)で支援を受けた場合も、新たな取組(拡大)に必要な支援として本事業を活用することは可能ですが、その場合、**過年度事業等で掲げた成果目標とは別に、本事業の取組分として成果目標を掲げただけ**が必要があり、これが整理できていない場合は不採択となる恐れがあります。

- (不採択になる恐れのある例)
- ・過年度事業の目標年度に至っていない場合や過年度事業の成果目標を達成していない場合であって、本事業の取組による成果と、過年度事業分の成果目標達成に向けた取組が切り分けられていない
 - ・本事業の別のメニューで申請・採択されている場合であって、新たな取組(拡大)分の成果目標が切り分けられていない

- (参考)過年度等の類似の国庫補助事業
- ・令和3～6年度 農業支援サービス事業育成対策
 - ・令和3～6年度 強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ
 - ・令和3年度(補正)スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業
 - ・令和4年度(補正)農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策
 - ・令和5年度(補正)農業支援サービス事業緊急拡大支援対策
 - ・令和6年度(補正)スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
 - ・令和7年度 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

農業支援サービスの先進モデル支援のうち
需要主導産地育成タイプ
及び 複数産地連携タイプ について
(施設整備が可能なメニュー)

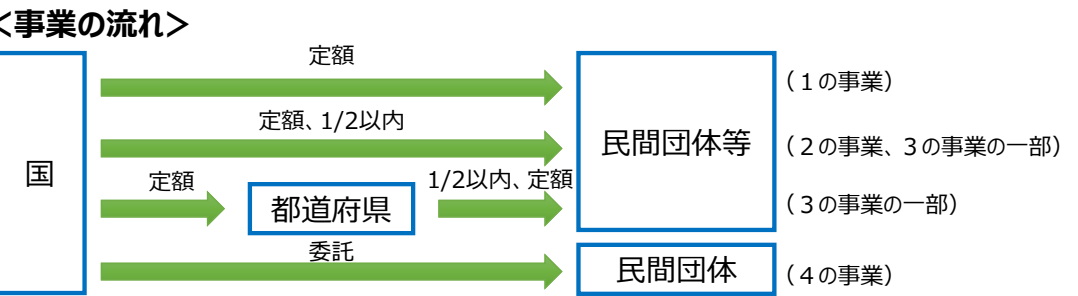
<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年まで〕

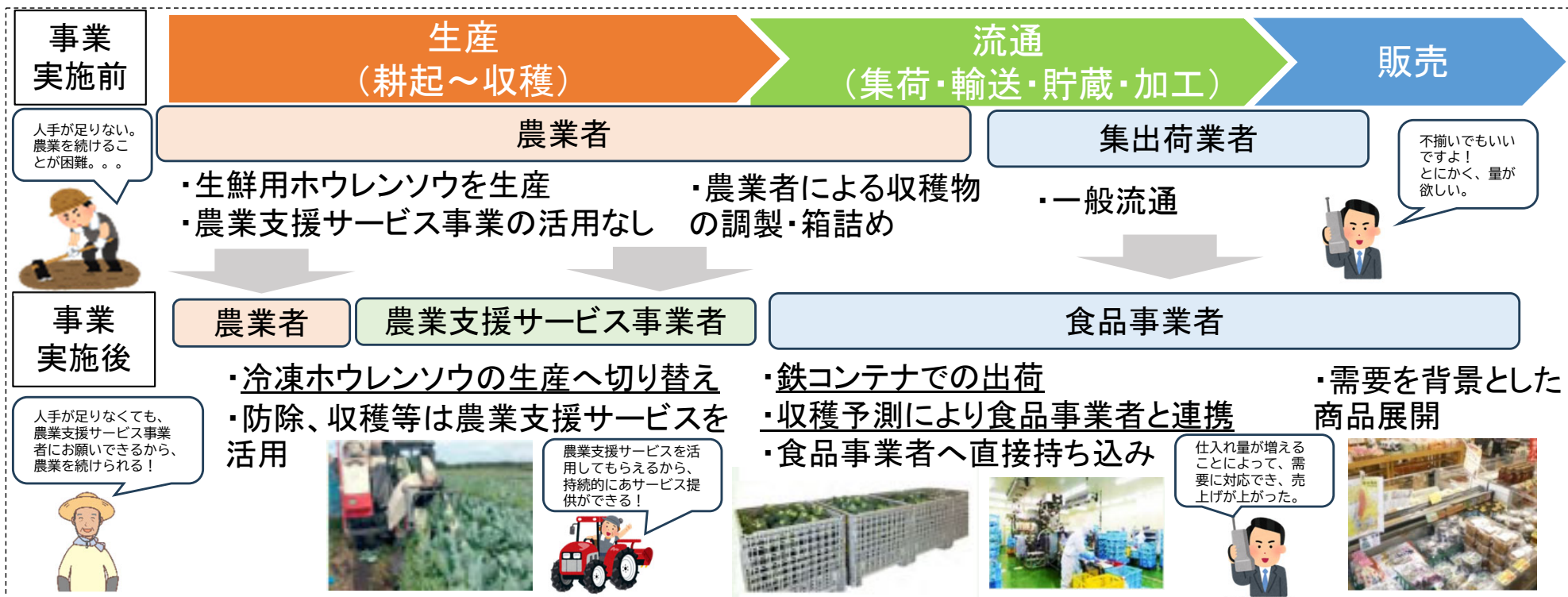
事業の内容	事業イメージ
1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援 スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。 2. 農業支援サービスの先進モデル支援 農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。 3. 農業支援サービスの立ち上げ支援 サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。 4. 農業支援サービスの土台づくり支援 ① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。 ② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。 ※ 2 及び 3 は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。	橋渡し支援 産地生産者 ←→ 開発者 先進モデル支援 サービス事業体が産地や食品事業者等と連携したモデル的な取組をソフト・ハード一体的に支援 (取組イメージ) ① 食品事業者との連携による受託面積の大幅な拡大 ② 複数産地の連携によるスマート農業機械の共用 ③ ドローン等の多作業・多品目利用 立ち上げ支援 サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立を支援 ① ニーズ調査や試行的なサービス提供、人材の育成 ② サービス提供に必要な農業機械の導入 土台づくり支援 サービス事業の環境整備 ① 「標準サービス」の策定 ② 「スタートアップガイド」の策定



農業支援サービスの先進モデル支援(需要主導産地育成タイプ)

- 農作業受託等の農業支援サービス事業の活用を前提とした生産から流通・販売までの工程を合理化し、食品事業者等と連携してサービスの提供面積を拡大する取組を支援。
- これに必要なソフト経費、スマート農業機械等の導入、農産物加工処理施設等の関連施設の整備を一体的に支援。

需要主導産地育成タイプの想定イメージ



持続的なサービス提供の成立

具体的なアイデアやご相談は、農林水産省農産局技術普及課までご連絡ください。

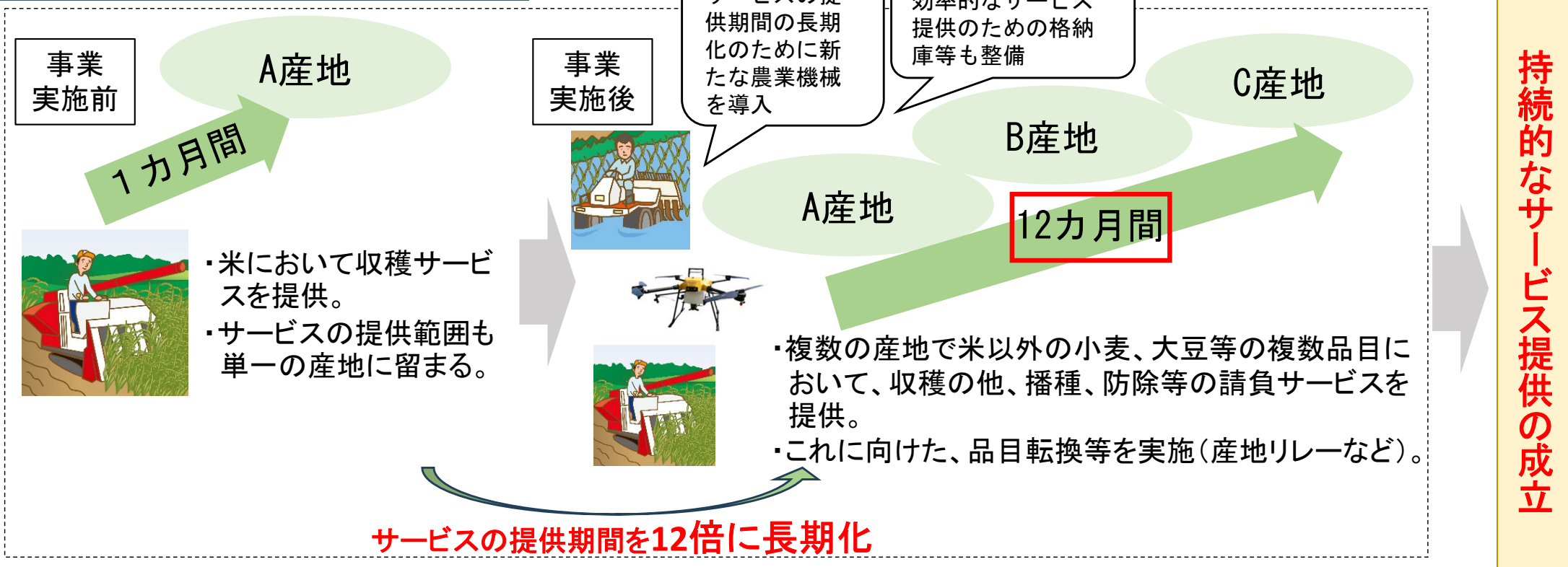
(問い合わせ先: 03-6744-2107 (平日10:00～12:00、13:00～17:00にお願いします。))

事例の出典:
 ・農林水産省「生産方式革新実施計画」
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/houritsu/attach/pdf/241001-4.pdf>
 ・農林水産省「我が国の食生活の現状と食育の推進について」
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/index-98.pdf>

農業支援サービスの先進モデル支援(複数産地連携タイプ)

- 農作業受託等の農業支援サービス事業の提供期間を長期化するための、産地リレーによるサービス事業の共用の取組を支援。
- これに必要なソフト経費、スマート農業機械等の導入、格納庫等の関連施設の整備を一体的に支援。

複数産地連携タイプの想定イメージ



農業者(産地)

取組例

- ・品目転換に向けた試験栽培

農業支援サービス事業者

- ・**スマート農業機械等の導入**
- ・サービスのデモ実演、人材育成
- ・サービス拡大に向けた営業活動
- ・**関連施設の整備**
(メンテナンス施設、集出荷貯蔵施設等)

補助上限3.95億円

- ・ソフト(定額): 0.45億円万円
- ・機械導入(1/2): 0.5億円
- ・施設整備1/2): 3億円

具体的なアイデアやご相談は、農林水産省農産局技術普及課までご連絡ください。

(問い合わせ先: 03-6744-2107 (平日10:00~12:00、13:00~17:00にお願いします。))

農業支援サービスの先進モデル支援のうち モデル的取組の立上げについて

(第4次からの公募開始メニュー)

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポ-

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、**農業支援サービス事業体の育成や活動の促進**等の取組を総合的に支援します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上【令和12年まで】

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、^①食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、^②複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、^③ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と^④これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

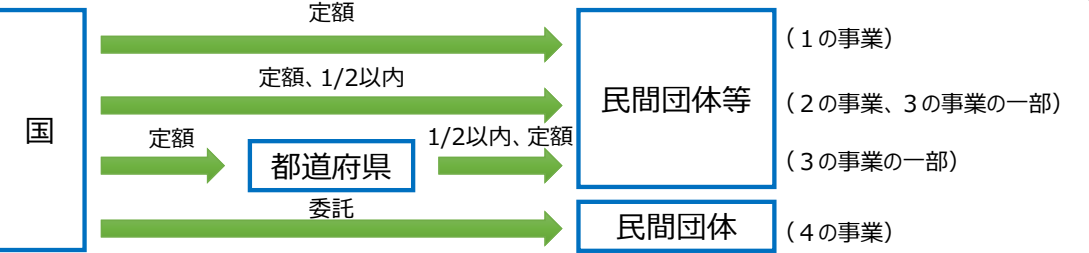
サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、^①ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要な^②スマート農業機械等の導入を支援します。

4. 農業支援サービスの土台づくり支援

- ① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。
- ② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。

※ 2 及び 3 は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。

<事業の流れ>



1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援(別記1)

- ・国(農政局)による直接採択事業
- ・スマート農業技術のカスタマイズを500万円定額で支援。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

① 需要主導産地育成タイプ(別記2-1)

- ・国(本省)による直接採択事業
- ・食品事業者と農業サービス事業者等が連携した取組を支援。
- ・機械導入や施設整備も支援。(1/2以内)

② 複数産地連携タイプ(別記2-2)

- ・国(本省)による直接採択事業
- ・複数産地が連携しサービス事業の長期化を図る取組を支援。
- ・機械導入や施設整備も支援可能。(1/2以内)

③ 機械多用途利用タイプ(別記2-3)

- ・国(農政局)による直接採択事業
- ・ドローン等の異なる品目等での活用可能性の検証を支援。
- ・ソフト(定額)支援。

④ モデル的取組の立上げ(別記2-4)

- ・国による直接採択事業(一部、都道府県による間接補助)
- ・ソフト(定額)・機械導入(1/2以内)を支援。

3. 農業支援サービスの立上げ支援

① 農業支援サービス事業育成対策(別記3-1)

- ・都道府県による間接補助(一部、国による直接採択事業)
- ・サービス事業の立上げに係るニーズ調査等のソフト(定額)経費を支援。

② スマート農業機械等導入支援(別記3-2)

- ・都道府県による間接補助(一部、国による直接採択事業)
- ・サービス事業に必要なスマート農業機械等の導入経費を支援。(1/2以内)

農業支援サービスの先進モデル支援のうち モデル的取組の立ち上げ

- サービス事業におけるモデル的な取組の早期の普及を図るとともに、サービス事業の利用を通じた高い生産性を実現する産地の育成を図るため、先進モデル支援のうち「需要主導産地育成タイプ」及び「複数産地連携タイプ」で採択した取組（モデル性の高い取組）に類似する取組を支援します。
- 第2次公募までに採択した取組から、モデル性の高い取組を整理（次ページ以降）し、これに類似する取組を第4次公募（広域タイプ）から募集します（※）。
- 取組に必要なソフト経費、スマート農業機械等の導入を一体的に支援します。

（※取組の範囲が概ね都道府県域内の場合は地域タイプとして該当の都道府県が別途募集）

（参考）各メニュー比較表

農業支援サービスの立上げ支援 （育成対策、機械導入）		先進モデル支援 （需要主導産地育成、複数産地連携）	先進モデル支援のうち モデル的取組の立ち上げ※
メニューの概要	・サービス事業の立上げに必要なソフト経費の支援（育成対策） ・スマート農業機械等の導入支援（機械導入）	・食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組を支援 ・これに必要な推進事業（ソフト経費）、スマート農業機械等の導入、農産物加工処理施設等の関連施設の整備を一体的に支援	・先進モデル支援のうち需要主導産地育成タイプ及び複数産地連携タイプで採択したモデル性の高い取組に類似する取組を支援 ・これに必要な推進事業（ソフト経費）、スマート農業機械等の導入を一体的に支援
申請先	・取組の範囲が都道府県域内（地域型）は、当該都道府県 ・上記以外（広域型）は、国（地方農政局等）	・国（農林水産本省（農産局））	・地域タイプ：都道府県 ・広域タイプ：国（農林水産本省（農産局））
補助上限額（補助率）	・育成対策（ソフト経費）：1,500万円（定額） ・農業機械等導入 地域型：1,500万円、スマート農機3,000万円（1/2以内） 広域型：5,000万円（1/2以内）	・推進事業（ソフト経費）：4,500万円（定額） ・農業機械等導入：5,000万円（1/2以内） ・整備事業（施設整備）：30,000万円（1/2以内）	・推進事業（ソフト経費）：3,000万円（定額） ・農業機械等導入：5,000万円（1/2以内）
その他	・育成対策と農業機械等導入は別メニュー（片方のみ、または両方への申請も可）	・推進事業は必須	・推進事業は必須

※本メニューに関するご相談は、農林水産省農産局技術普及課までご連絡ください。

（問い合わせ先：03-6744-2107（平日10:00～12:00、13:00～17:00にお願いします。））

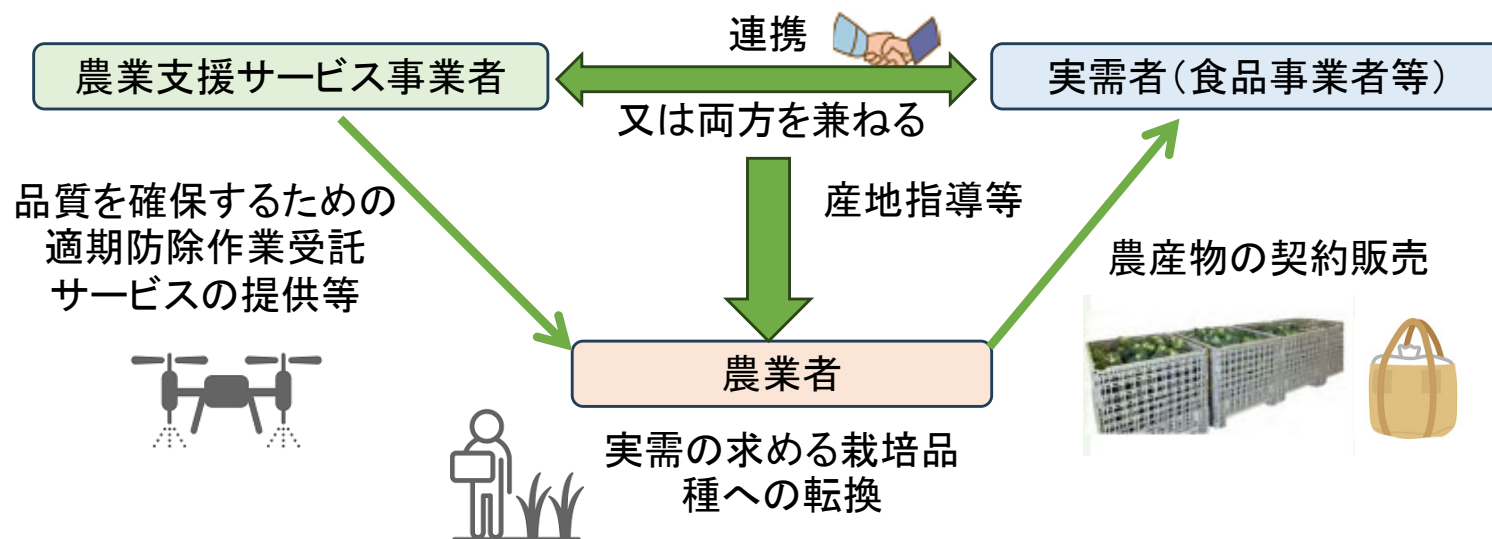
モデル的取組の立上げにおける「モデル性の高い取組」について

○ 第4次公募において、「モデル性の高い取組」は次の(ア)又は(イ)の取組とし、これに類似する取組を募集

(ア) 需要とサービス事業が連携した取組

サービス事業体と実需者による一体的な取組であって、需要(実需者)が求める品質の農産物の安定確保に向けたサービス事業の取組として、需要の求める品質等を確保するために栽培品種の転換(例:耐暑性品種、加工適性品種等への転換)を伴う取組

サービス事業体が行うサービス事業は、品質を確保するための防除作業の受託等(専門作業受注型)



(取組の要件) ※対象品目の限定はありません

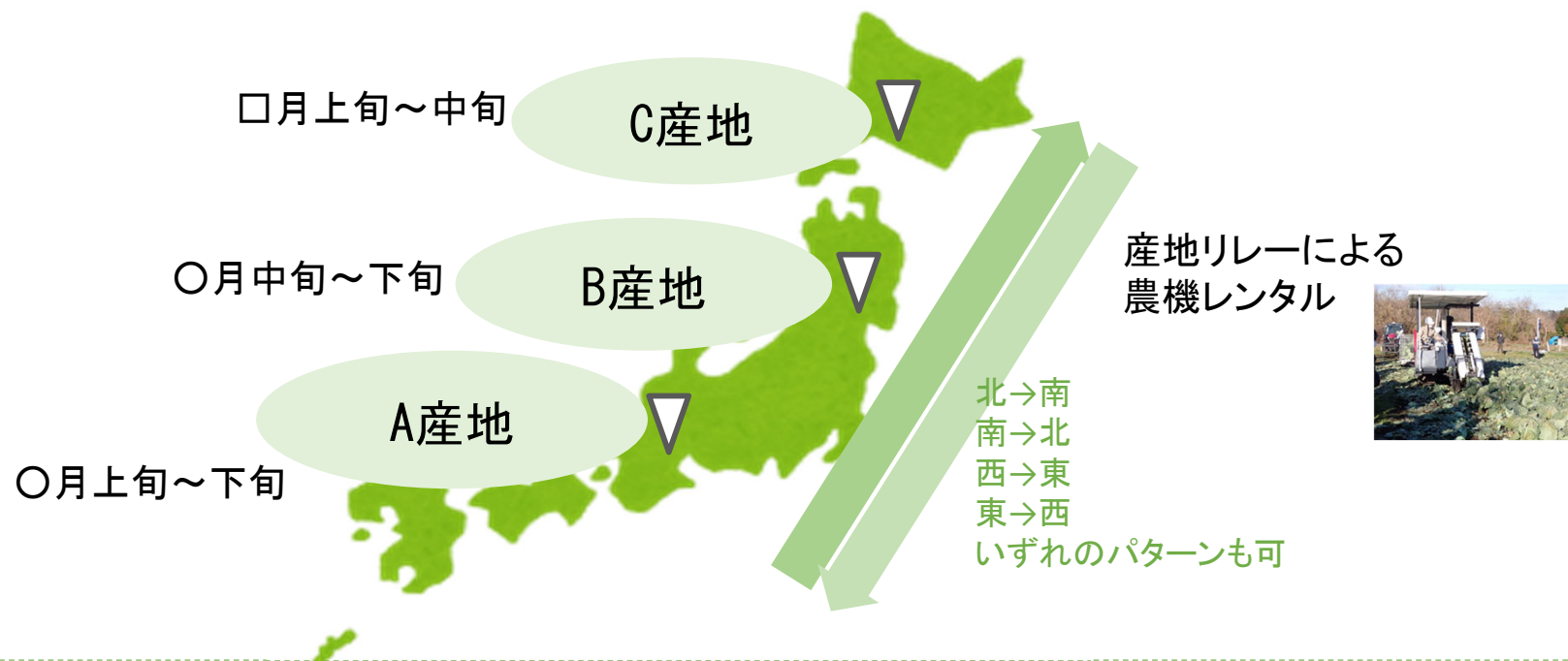
- ・ サービス事業体(農業支援サービス事業者)と実需者(食品事業者等)による一体的な取組(共同申請)であること
両方の役割を兼ねていれば1者での申請も可能(食品事業者がサービス事業を行う場合など)
- ・ 実需者が求める品質等を確保するために栽培品種の転換を伴う取組であること(耐暑性品種や加工適性品種等への転換)
- ・ サービス事業が、需要の求める品質等を確保するために防除作業の受託を行う取組(専門作業受注型サービス)であること
(防除作業以外の作業受託も可能)

モデル的取組の立上げにおける「モデル性の高い取組」について

(イ) 産地リレー方式によるサービス事業の取組

サービス事業体が主体となって複数の産地を連携させる取組であって、広範囲の産地で農業機械をリレー方式でレンタルするサービス事業の取組として、産地ごとに作期の異なる品種の導入等を通じてサービス提供期間の長期化を可能とする取組

サービス事業体が行うサービス事業は、スマート農業機械等のレンタル(機械設備供給型)



(取組の要件) ※対象品目の限定はありません

- ・ サービス事業体（農業支援サービス事業者）が事業実施主体であること
- ・ 広範囲の複数の産地に対し、スマート農業機械等をリレー方式でレンタルする取組であること（異なる栽培特性（早生、中生、晩生等）の品種の導入等により産地ごとに作期をずらし、1つの産地での農機レンタル期間を複数産地リレーで大幅に長期化）
- ・ サービス事業が、複数産地への提供で利用期間の長期化が図られる収穫機等のレンタル事業（機械設備供給型サービス）であること（収穫機以外の農機レンタルも可能）

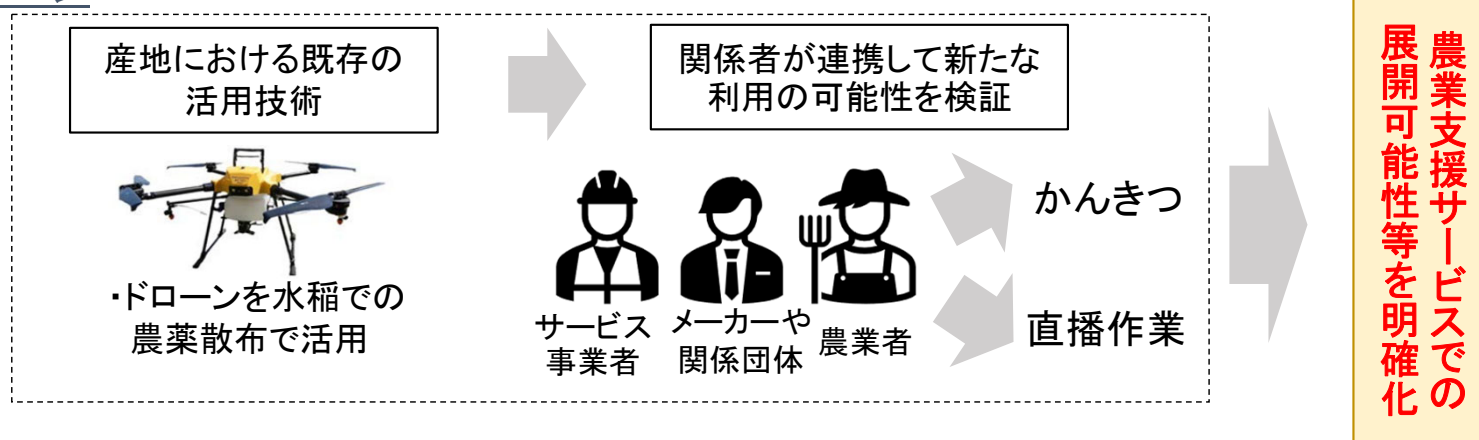
その他のメニューのご紹介

農業支援サービスの先進モデル支援(機械多用途利用タイプ)

- ドローン等を、例えば水稲と異なる品目、農薬散布と異なる用途で活用し、産地におけるサービス事業での展開可能性を検証する取組を支援。
- 検証試験に要する資材費、機械の改良費等のソフト経費を定額(1,000万円上限)で支援(※)。

事業イメージ

※ドローン等の導入経費は補助対象になりません。



スマート農業技術と産地の橋渡し支援

- スマート農業機械等を当該機械の所期の対象品目と異なる品目へ適応する等、特定の産地における栽培方式等に適応させるための改良を支援。
- 改良に係るソフト経費を定額(500万円上限)で支援。

※スマート農業機械等の導入経費は補助対象になりません。

具体的なアイデアやご相談は、農林水産省農産局技術普及課までご連絡ください。

(問い合わせ先：03-6744-2107 (平日10:00～12:00、13:00～17:00にお願いします。))

今後のスケジュール等

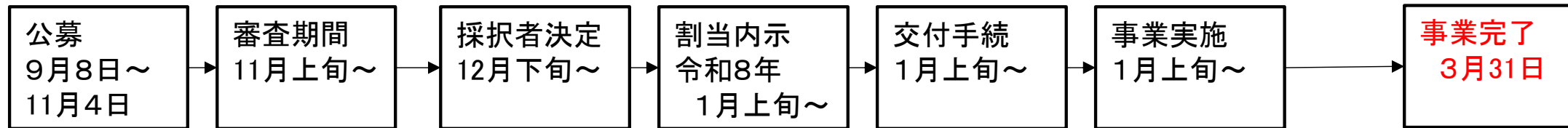
今後のスケジュールについて



想定スケジュール（国による公募事業メニュー）

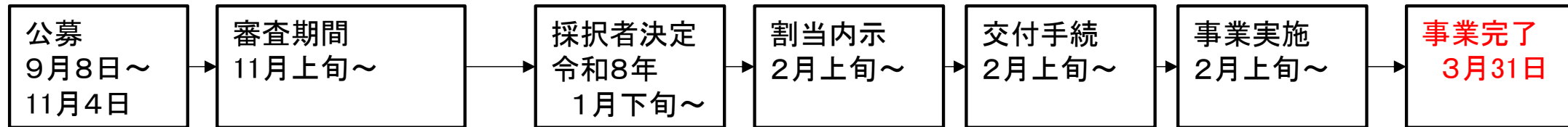
第5次公募 ※令和7年度内に事業完了するものが対象

（R7年度）



【施設整備がある場合は以下】（農業支援サービスの先進モデル支援のうち需要主導産地育成タイプ、複数産地連携タイプ）

（R7年度）



※ 今後、変更となる場合があります。

※ 申請先が都道府県となる事業メニュー（農業支援サービスの立上げ支援のうち地域型サービス支援タイプ等）については、都道府県によりスケジュールが異なります。また、事業実施期間が上記より短くなる可能性があります。募集状況は、申請先となる都道府県へご確認ください。

事業実施期間にご留意ください

申請・相談先



問い合わせ・相談先(農林水産省)

農政局等	担当部署	電話番号	メールアドレス
北海道農政事務所	生産経営産業部生産支援課	011-330-8807	smart-hdao@maff.go.jp
東北農政局	生産部環境・技術課	022-221-6193	tohoku-smart_agri@maff.go.jp
関東農政局	生産部環境・技術課	048-740-0457	kantosmano@maff.go.jp
北陸農政局	生産部環境・技術課	076-232-4893	smart-hokuriku@maff.go.jp
東海農政局	生産部環境・技術課	052-746-1313	agsp_tokai@maff.go.jp
近畿農政局	生産部環境・技術課	075-414-9722	kinki_kankyogijyutu@maff.go.jp
中国四国農政局	生産部環境・技術課	086-224-4511	seigikan.chushi@maff.go.jp
九州農政局	生産部環境・技術課	096-300-6273	smart_kyushu@maff.go.jp
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部生産振興課	098-866-1653	sumanou.okinawa.p4s@ogb.cao.go.jp
農林水産省（農産局）	技術普及課 スマート・サービスユニット	03-6744-2107	nougyou_service@maff.go.jp

※電話での問い合わせは、平日10:00～12:00、13:00～17:00にお願いします。

事業全般や施設整備についてのご相談は、農林水産省（農産局）までご相談ください

農業支援サービスの立上げ支援のうち地域型サービス支援タイプについては、サービス提供先の**都道府県庁まで**お問い合わせいただくようお願いします。

<対策のポイント>

国内外の需要に応えていない果樹の生産基盤を強化するため、**省力的な樹園地への改植・新植、新たな担い手の確保・定着等**の取組を支援するほか、**産地の構造転換に向けたモデル実証**や関連産業からの参入も含めた**大規模・省力生産、気候変動への適応対策等**の取組を支援します。

<事業目標>

果実の生産量の拡大（245万t〔令和5年度〕→256万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 省力的な樹園地への改植・新植支援

省力樹形や優良品目・品種への改植・新植と、それに伴う未収益期間における幼木の管理に要する経費を支援します。※**省力樹形等への改植・新植を優先的に支援**。

2. 新たな担い手の確保・定着の促進支援

果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向け、**果樹型トレーニングファームの整備や、運営に必要な技術指導・管理委託等に要する経費**を支援します。

3. 苗木供給力の強化、国産花粉の安定生産・供給体制整備への支援

省力的な苗木生産設備の整備や、**契約に基づく苗木生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入、国産花粉の安定生産・供給に向けた取組**を支援します。

4. 国産果実の流通加工への支援

慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の国産果実の**省力的生産・出荷の実証等**の取組を支援します。

5. 産地の構造転換に向けた新技術実装・モデル実証への支援

① 新技術実装事業

省力樹形等への**大規模改植・新植**や**高温障害発生低減**に向けた資機材導入等を支援します。

② パイロット実証事業

生産供給体制モデルや気候変動対応モデルの実証の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

省力的な樹園地への改植・新植

【改植（括弧内は新植）の支援単価の例】

品目	かんきつ	りんご
省力樹形栽培	111 (108) 万円/10a (根域制限栽培)	73 (71) 万円/10a (超高密植栽培)
慣行栽培	23 (21) 万円/10a	17 (15) 万円/10a
未収益期間対策	5.5万円/10a×4年分 ※ 幼木管理経費（品目共通）	

- ・「地域計画の目標地図に位置付けられた者（見込含む）」が将来わたって営農を行うことが確実な園地」の改植・新植を支援
- ・自園地を省力樹形に一斉改植し、成園までの間は代替園地で営農を継続する取組を支援（代替園地に対し、11.2万円×5年分＝56万円/10a）

新たな担い手の確保・定着の促進



・整備した園地で新規就農希望者の研修を行い、当該園地を研修終了後に居抜きで継承

<支援内容>

- ・果樹型TFの整備（改植、小規模園地整備等）
- ・果樹型TFの管理（技術指導・管理委託等の経費）

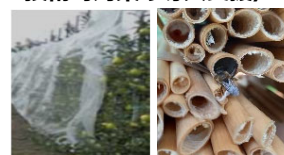
生産性向上や気候変動への適応に向けた新技術実装やモデル実証を支援

新技術実装事業

<大規模改植・新植支援> <高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入支援>

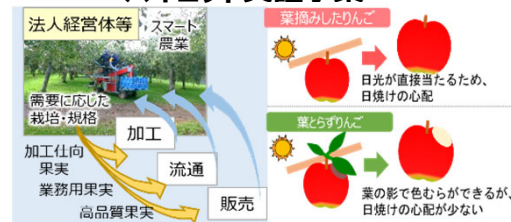


・大規模な改植・新植を支援
※生産方式革新実施計画の認定を受けた者（見込み含む）を対象に、5ha以上の改植・新植を支援



・高温障害発生低減に効果がある遮光ネットや土壌被覆資材、細霧冷房等の導入を支援
・マメコバチの増殖のための環境整備等を支援

パイロット実証事業



・スマート技術や省力樹形の導入等を前提とした、労働生産性の飛躍的向上に向けた**生産供給体制モデル**を構築する実証の取組を支援
・高温に対応した栽培体系への転換に向けた**気候変動対応モデル**を構築する実証の取組を支援

【お問い合わせ先】

（1～3、5の事業） 農産局果樹・茶グループ （03-3502-5957）
（4の事業） 園芸作物課 （03-3501-4096）

果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業

我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、地域計画の目標地図に位置付けられた者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地を対象として優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等の取組を支援します。

特に、省力樹形の導入を推進するとともに、省力的樹園地への転換を短期間で実施するため、自園地を省力樹形に一齐改植し、成園までの間は代替園地で営農を継続する取組を支援します。

果樹経営支援対策事業

I 整備事業

1. 改植・新植支援

優良品目・品種への改植・新植を支援。

※省力樹形等への改植・新植を優先的に支援。

（１）改植（新植）支援単価

（※補助対象となる
植栽密度を別途設定）

（省力樹形の例）



りんごの超高密植（トールスピンドル）栽培（慣行比1.7倍以上の単位収量）

① 省力樹形	
超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）	73(71)万円/10a
高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）	53(52)万円/10a
根域制限栽培（みかん等のかんきつ類）	111(108)万円/10a
根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）	100(99)万円/10a
ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）	33(32)万円/10a
朝日ロンバス方式（りんご）	33(32)万円/10a
V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも等）	73(71)万円/10a
省力的な植栽方法※	補助率1/2以内
（※整列的な配置等により効果を発揮するもので、省力樹形の要件の一部をみたすもの）	
② 慣行樹形等	
みかん等のかんきつ類	23(21)万円/10a
りんご等の主要果樹	17(15)万円/10a
りんごのわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33(32)万円/10a

（２）面積要件 改植・新植面積が地続きで概ね2a以上

2. 小規模園地整備等 園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、用水・（補助率：1/2以内） かん水設備の設置、排水路の整備等を支援。

3. 設備の導入支援 防風ネット（多目的防災網も含む）、防霜ファン、（補助率：1/2以内） モノレール等の設置を支援。

4. 放任園地の発生防止対策

支援単価：みかん等のかんきつ類 10万円/10a
りんご等の主要果樹 8万円/10a
その他の果樹は補助率1/2以内

作業条件の悪い園地や、病害虫による被害等の温床となる荒廃園地等の解消・発生防止に向けた、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等の取組を支援。

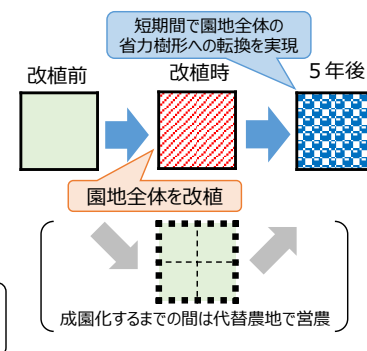
II 推進事業

1. 省力的樹園地への一齐改植支援

まとまった面積での自園地の一齐改植を行うため、成園までの間、離農園地等の代替園地において営農を継続するための掛かり増し経費を支援。

支援単価 56万円/10a

〔代替園地に対し、11.2万円/10a×成園までの5年分。初年度に一括交付〕



2. 技術的サポート支援

地域計画の目標地図と連動した省力樹形等への転換を推進するため、先進地や研究機関からの指導者派遣及び産地内での省力樹形等の導入に向けた研修会開催に掛かる経費を支援。（補助率：定額）

果樹未収益期間支援事業

改植・新植後の農業代・肥料代等の幼木の管理経費を支援。

支援単価 22万円/10a

（＝5.5万円/10a×改植・新植実施年の翌年から4年分。初年度に一括交付）

<事業の流れ>



果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業

果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向け、整備した園地で新規就農希望者の研修を行い、当該園地を研修終了後に居抜きで継承する**果樹型トレーニングファームの整備**を支援します。

また、産地の果樹型トレーニングファームの運営に必要な**技術指導・管理委託等に要する経費等**を支援します。

<事業の内容>

1. 果樹型トレーニングファーム（果樹型TF）の整備

新たな担い手の確保・定着に向けた、**産地の新規就農者等受入体制の整備**を支援します。

(1) 小規模園地整備等

排水路の整備、土壌土層改良、園内道の整備、傾斜の緩和、用水・かん水設備、モノレールの整備等（補助率：1/2以内）

(2) 部分改植

優良品目・品種や省力樹形への改植等
（補助率：定額（面積当たり1/2相当）、1/2以内）

(3) 改植後の未収益期間の幼木管理

（補助率：定額（22万円/10a））

(4) 省力技術研修

（補助率：定額（3万円/10a））

（省力樹形の例）



みかんの根域制限栽培
（単位収量慣行比2倍以上）

2. 果樹型TFの推進

産地の果樹型TFの運営に必要な**技術指導・管理委託等に要する経費等**を支援します。（補助率：定額）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- ① 園地の確保
- ② 高度な技術の習得
- ③ 未収益期間の収入

果樹農業参入の大きなハードル

果樹産地において、**整備した園地で新規就農希望者の研修**を行い、当該園地を**研修終了後に居抜きで継承**する果樹型TFの取組が有効。

果樹産地

新たな担い手



研修後は園地を
居抜きで継承



果樹型TFの整備・推進に必要な
・小規模園地整備や改植等に掛かる経費
・果樹栽培技術を有する産地の地域人材による
技術指導・管理委託に要する経費
等を支援

苗木安定確保対策事業

省力樹形の導入等に必要な苗木の安定生産・供給に向け、苗木の省力的生産及び契約生産の拡大に必要な安定生産技術の導入の取組を支援します。

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

（1）省力的な苗木生産体制の整備

掘り上げ作業等の作業が省力されるポット苗栽培等の省力的な苗木生産に必要な環境の整備（簡易ハウス、省力栽培に必要な資材）を支援します。（補助率：1/2以内）

< 支援対象 >

苗木生産者が行うポット苗栽培等の省力的生産体制の整備

省力的な苗木生産体制の整備

露地栽培



簡易ハウス等の導入



省力的な苗木（ポット苗）生産

- ・ 露地栽培に必要な地面からの掘り上げ作業省略等で作業時間2割削減



簡易ハウス、ポット、コンテナ等必要な資機材を導入支援

（2）契約生産拡大支援

これまでの口約束による苗木生産からの脱却を図るため、果樹産地との契約に基づく苗木生産の拡大に伴い必要となる安定生産技術（かん水、土壌診断等）の導入等を支援します。（補助率：定額（15万円/10a））

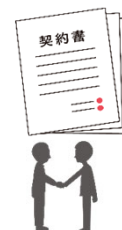
< 支援対象 >

苗木生産者が行う以下の取組

- ①かん水設備の導入
- ②排水対策（明きよ、暗きよ）
- ③土壌診断
- ④病害虫対策 等

契約生産拡大支援

口約束から契約生産へ



苗木生産者

果樹生産者

かん水設備の導入等による安定生産



苗木の生産拡大

- ・ 契約に基づく苗木生産の拡大



かん水設備の導入等の必要な取組を支援

< 事業の流れ >



花粉安定確保対策事業

海外での病害発生等による輸入不安定化のリスク軽減のため、国産花粉の安定生産・供給に向け、**花粉専用樹の改植・新植**や**小規模園地整備**、**花粉採取・精選のための機械・設備のリース導入**等の取組を支援します。

< 事業の内容 >

（１）花粉の安定生産・供給体制の構築

花粉の安定生産・供給体制を構築するため、市町村や生産出荷団体等による連携体制構築のための検討会の開催を支援します。
（補助率：定額）

（２）花粉専用樹の改植・新植、育成管理経費

花粉専用樹の改植・新植に必要な深耕・整地費、土壌改良資材費、植栽費、苗木代等を支援します。また、改植・新植後、花粉が採れるまでの幼木の育成管理に必要な肥料代・農薬代等を支援します。
（補助率：定額、1/2以内）

（３）小規模園地整備

傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備、用水・かん水設備整備等の導入に必要な重機リース代、深耕・整地費、土壌改良資材費等を支援します。
（補助率：1/2以内）

（４）機械・設備のリース導入

花粉採取機や開薬機、花粉精選機等の機械・設備のリース導入を支援します。
（補助率：1/2以内）

< 事業イメージ >

花粉の安定生産・供給に向けた取組支援

国産花粉の安定生産体制整備



花粉の安定生産・供給のための連携体制の構築

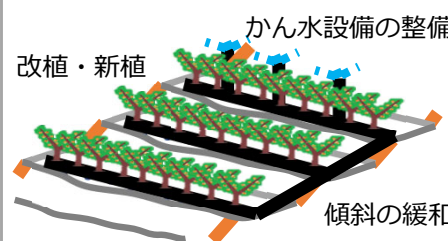


花粉生産ほ場の整備



花粉の安定生産・供給

具体的な導入支援



かん水設備の整備

花粉採取に必要な機械等のリース導入



花粉精選機



生薬の分離採取装置

< 事業の流れ >



果実流通加工対策事業

国産果実の加工・業務用需要へ対応をするため、

- 産地が主体となつて行う**果実加工品の試作の取組、省力化栽培・出荷技術等の実証**
- **高性能・高機能搾汁機等の整備等**による消費者ニーズへの対応
- **国産果実の需要に適応した契約取引の実証や、実需者とともに行う契約栽培の実証等**を支援します。

< 事業の内容 >

1. 中価格帯・加工専用果実生産支援事業

消費者ニーズを捉えた果実加工品の試作、当該加工品の原料価格を想定した省力化栽培・出荷技術の実証等の取組を支援します。（補助率：定額）

2. 国産果実競争力強化事業

かんきつ果汁に係る経営分析・過剰設備の廃棄、全ての国産果実を対象とした高品質果汁製造設備の導入等を支援します。
（補助率：定額、1/2以内、1/3以内）

3. 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

加工・業務用等の果実の生産・流通実態を踏まえ、需要に適応した安定的な流通体制を構築するための契約取引の実証や、果実の選別及び出荷体制の構築等を支援します。（補助率：定額）

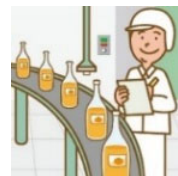
< 事業イメージ >

1. 産地が主体となつて行う生産・加工の取組の推進

- ・新たな果実加工品の試作による産地の収益力の向上
- ・収量増加に繋がる剪定方法の改善
- ・施肥方法の改善や防除作業の省力化による資材費の低減
- ・摘果を省略した栽培の実証や省力出荷の検討 など

2. 果汁製造業の競争力強化の推進、果汁製品の高品質化設備の導入

- ・高機能搾汁機、長期保存施設等の導入
- ・新製品の開発、需要拡大に向けた取組の実施 など



3. 産地と果実加工業者が一体的に行う供給不足解消の取組の推進

- ・需要に対応したサプライチェーン構築のための供給・販売計画の策定、需要調査
- ・省力化する技術等の栽培実証データの取得・分析 など



< 事業の流れ >



果樹農業構造転換支援事業

既存産地に留まらない広域・大規模な果樹経営の展開を促進し、果樹生産量の回復・増大を図るため、**法人経営体等による省力樹形等への大規模な改植**を支援するとともに、近年顕在化する気候変動への適応対策として、**高温障害発生低減に向けた資機材導入等**を支援します。また、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する実証や、**高温に対応した栽培体系への転換等の産地ごとの気候変動対応モデルを構築する実証**を支援します。

<事業の内容>

1. 新技術実装事業

省力樹形等への大規模な改植・新植や高温障害発生低減に向けた資機材の導入等を支援します。

- (1) **大規模改植・新植支援**（補助率：1/2以内、未収益22万円/10a）
法人経営体等による省力樹形等への**大規模な改植・新植（5ha以上）**、それに伴う未収益期間の幼木管理経費を支援します。
- (2) **高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入**（補助率：1/2以内）
遮光ネットや**土壌被覆資材**、**細霧冷房**等の導入や、**マメコバチの増殖**のための環境整備等を支援します。

2. パイロット実証事業

産地の構造転換に向けた生産供給体制モデルの実証や、高温に対応した栽培体系への転換に向けた気候変動モデルの実証の取組を支援します。

- (1) **生産供給体制モデル実証**（補助率：定額、1/2以内）
省力栽培技術の導入、作業合理化、実需者との連携等による労働力確保等を図り、**生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する実証**の取組を支援します。
- (2) **気候変動対応モデル実証**（補助率：定額、1/2以内）
高温に対応した栽培体系への転換、高温適応性を有する品目の導入等の産地ごとの**気候変動対応モデルを構築する実証**の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

大規模改植・新植



- 5ha以上の省力樹形等への改植・新植
- スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定を受けた者（見込み含む）

高温障害発生低減に向けた技術的対策

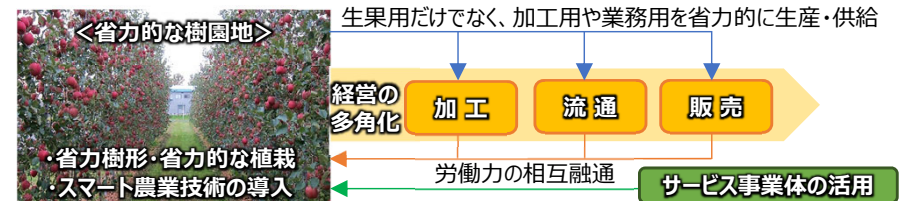
<遮光ネット等の導入>



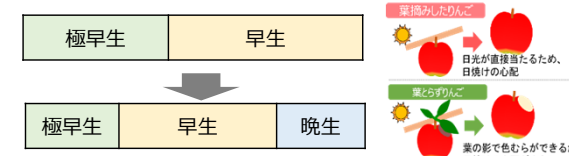
<マメコバチ増殖の環境整備>



生産供給体制モデル実証



気候変動対応モデル実証



高温に適した栽培体系への転換
（品種構成（リスク分散）や栽培方法の見直し）



品目の見直し（亜熱帯果樹等の導入）

①果樹農業構造転換支援事業のうち新技術実装事業

既存産地に留まらない広域・大規模な果樹経営の展開を促進し、果樹生産量の回復・増大を図るため、**法人経営体等による省力樹形等への大規模な改植・新植**を支援するとともに、近年顕在化する気候変動への適応対策として、**高温障害発生低減に向けた資機材導入等**を支援します。

（１）大規模改植・新植支援

<事業の内容>

法人経営体等による省力樹形等への**大規模な改植・新植**、それに伴う**未収益期間の幼木管理経費等**を支援します。

- （１）省力樹形等への改植・新植（補助率：１／２以内）
- （２）改植・新植後の未収益期間の幼木管理（補助率：定額（２２万円／１０ａ）
- （３）園内道の整備、傾斜の緩和、用水・かん水設備等の整備、排水路の整備、土壌土層改良（補助率：１／２以内）

<支援対象>

- ・ **５ha以上の省力樹形等**への改植・新植
- ・ スマート農業技術活用促進法に基づく**生産方式革新実施計画の認定を受けた者又は受けることが確実と認められる者**であること



大規模園地

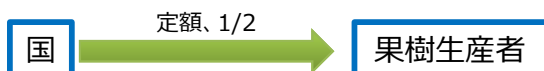


省力樹形



スマート農業技術

<事業の流れ>



（２）高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入

<事業の内容>

まとまった規模での**遮光ネット**や**土壌被覆資材**、**細霧冷房**等の導入、**マメコバチ増殖**のための環境整備を支援します。（補助率：１／２以内）

<支援対象>

- ・ （１）の事業に取り組む者 等
- ※国や都道府県等が推奨する技術的対策であること。



遮光ネット



細霧冷房

【遮光ネット等の導入】

遮光資材や土壌被覆資材、細霧冷房等の高温障害の発生低減効果のある資材・設備の導入

※土壌被覆資材の導入については、かん水施設と一体的に導入



巣箱の設置



巣洗浄

【マメコバチ増殖の環境整備】

マメコバチ増殖のための巣箱の設置や巣洗浄にかかる経費を支援

<事業の流れ>



②果樹農業構造転換支援事業のうちパイロット実証事業

省力的な樹園地への転換、作業の合理化、関連産業との連携による労働力確保等により、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する実証を支援するとともに、モデルを全国に展開させる取組を支援します。また、高温に対応した栽培体系への転換等の産地ごとの気候変動対応モデルを構築する実証を支援します。

（１）生産供給体制モデル実証

<事業の内容>

省力的な樹園地への転換、作業の合理化、関連産業との連携による労働力確保等により、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する実証を支援します。また、当該モデルを全国に展開させる取組を支援します。

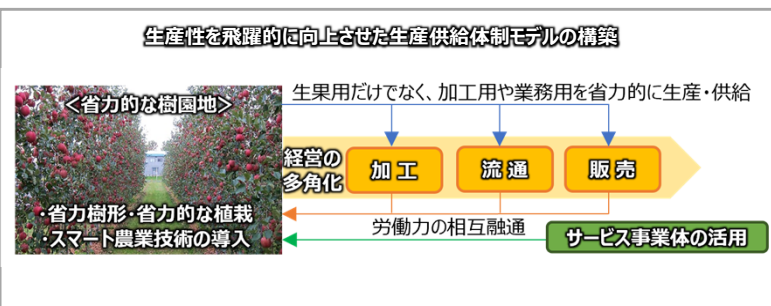
<補助対象（モデル実証）>

- （１）検討会等の開催、調査分析等（補助率：定額）
- （２）小規模園地整備、改植・新植、展示ほの設置等（補助率：定額、1/2以内）
- （３）機械や設備等のリース導入（補助率：1/2以内） 等

<支援対象（モデル実証）>

- ・果樹生産者や実需者等により構成されたコンソーシアム
- ・省力樹形の導入等による省力化、関連産業と連携した労働力相互融通等の労働力確保対策に取り組むこと

<モデル実証のイメージ>



<全国推進事業のイメージ>



<事業の流れ>



（２）気候変動対応モデル実証

<事業の内容>

高温に対応した栽培体系への転換、高温適応性を有する品目の導入等の産地ごとの気候変動対応モデルの構築する実証の取組を支援します。

<補助対象>

- （１）検討会等の開催、調査分析等（補助率：定額）
- （２）品目転換のための改植・新植、展示ほの設置等（補助率：定額、1/2以内）
- （３）機械や設備等のリース導入（補助率：1/2以内） 等

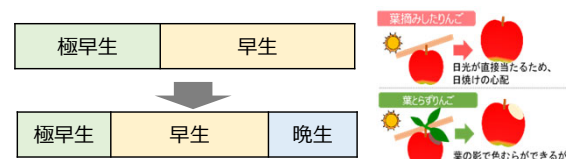
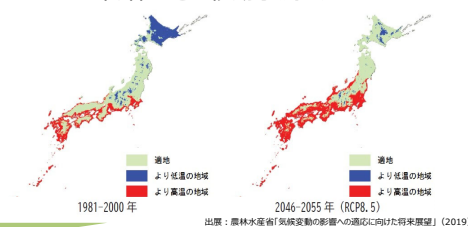
<支援対象>

- ・果樹生産者や試験研究機関等により構成されたコンソーシアム 等

<気候変動による高温障害の発生>



<栽培適地の移動予測モデル>



高温に適した栽培体系への転換
（品種構成（リスク分散）や栽培方法の見直し）

<事業の流れ>



品目の見直し（亜熱帯果樹等の導入）

農地利用効率化等支援交付金

令和 8 年度予算概算要求額 3,007百万円（前年度 1,986百万円）

<対策のポイント>

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となって農地を引き受ける担い手が**経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

<事業目標>

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域農業構造転換支援タイプ

地域計画の早期実現を後押しするため、**地域の中核となって農地を引き受ける担い手の取組に必要な農業用機械・施設の導入、農業用機械のリース導入を支援**します。

【補助率：購入 3/10、リース 定額（上限1,500万円）】

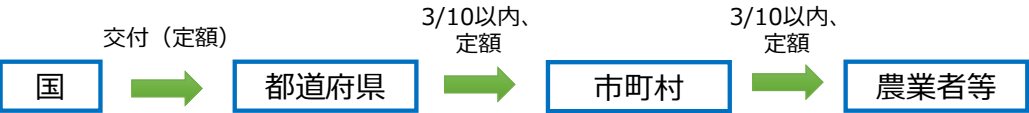
※ リースは導入する農業用機械の取得相当額の3/7を定額で支援

2. 融資主体支援タイプ

地域計画に位置付けられた担い手が、融資を受けて、**経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援**します。

【補助率：3/10（上限300万円等）】

<事業の流れ>

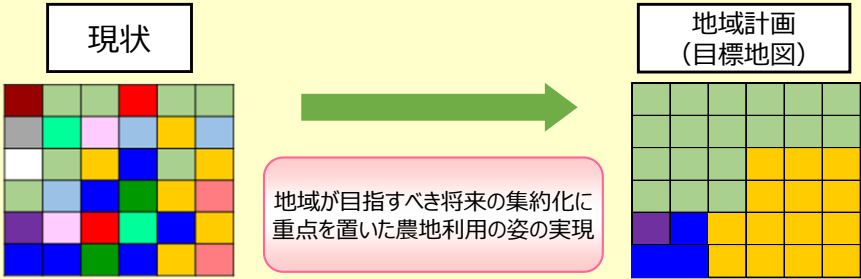


<事業イメージ>

令和 6 年度末までに地域計画が策定され、
地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化

<地域農業構造転換支援タイプ>

- ・ 地域計画に基づき、**農地の目標集積率の向上を目指す地域**（6割以上（中山間地域 5割以上））において、
- ・ **地域の中核となって農地を引き受ける担い手**（経営面積の3割又は4ha以上の拡大）に対し、
- ・ **農業用機械・施設の導入を支援**



地域農業の維持・発展

（その他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

農業生産基盤情報通信環境整備事業

令和8年度予算概算要求額 786百万円（前年度 - ）

<対策のポイント>

農業者が減少する中、生産性の向上、生産コストの低減に向け、**農業水利施設等の管理の省力化・高度化**や**スマート農業の実装**を推進するとともに、**地域活性化を促進**するため、農村地域における**情報通信環境の整備**を支援します。

<事業目標>

農業水利施設等の管理省力化等を図る情報通信環境の整備に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（10地区）

<事業の内容>

1. 計画策定事業

- ① 計画策定支援事業
情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。また、情報通信分野の知見を持つ人材を育成する取組を支援します。
- ② 計画策定促進事業
事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

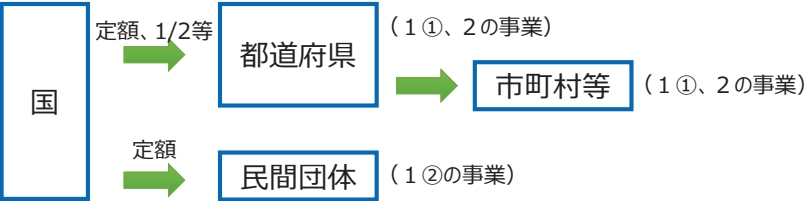
2. 施設整備事業

- ① 農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援します。
- ② ①の情報通信施設を地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備を支援します。

【実施要件】

- ・事業実施計画を策定していること（1、2の事業）
- ・総事業費200万円以上 等（2の事業）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

情報通信施設

（情報通信施設の活用例）

- 光ファイバ
- 無線基地局。地域の取組内容に応じて適切な通信規格（LPWA、BWA、Wi-Fi、ローカル5G等）を選定。
- 農業水利施設等の管理の省力化・高度化に関する利用
- スマート農業の実装に関する利用
- 地域活性化に関する利用

○ 計画策定支援事業を活用し、地域一体となって事業を推進する取組体制を構築。
○ 国営事業によるほ場整備と併せて、無線基地局を整備し、農機の自動操舵のためのRTK-GNSS基準局、自動給水栓等を導入予定。

【お問い合わせ先】農村振興局地域整備課（03-6744-2209）

「ICT」で 農業が進む、農村が変わる。

ICT(情報通信技術)を活かして、
農業農村や地域のお困りごとを
解決できるかもしれません。
地域の皆様の情報通信環境整備に関する取組を、
「農業農村情報通信環境整備 準備会」が
様々な形でサポートしていきます。

携帯電話サービスの届きにくい地域でも、目的に合った通信環境を整備することで、以下のような機器を設置・操作できます。



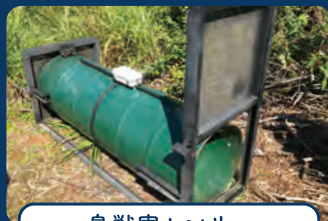
水田管理センサー

- ・圃場の見回りの省力化
- ・水管理の遠隔操作



ため池遠隔監視装置

- ・水位の遠隔監視
- ・水門開閉の遠隔操作



鳥獣害センサー

- ・罾にかかると
スマートフォンに通知



環境モニタリングシステム

- ・栽培環境を数値管理化
- ・気温、湿度、土壌水分等の管理

『準備会』ではさまざまな情報・支援を行っています。ぜひご活用ください！



まずは情報収集

ホームページ

実際に情報環境整備に取り組んだ地区の事例や
情報通信環境整備に関するイベント開催情報や
資料公開、質問対応などを実施しています。
ご入会いただくと、会員専用ページ限定の
資料・動画などが閲覧・ダウンロード可能です。
会員限定メールマガジンでも情報配信中。



事例紹介ページ



より一層知識を深める

セミナー、研修会、講習会

情報通信環境整備の必要性や先進事例の紹介などを
紹介するオンラインセミナーや特別セミナーとして、
先進地域の現地視察会も開催。オンラインセミナーや
特別セミナーは非会員も参加いただけます。
会員限定の情報通信の基礎知識の習得等を目的とする
ユーザー会員向けのオンライン研修会、
個別地区支援のノウハウの習得・向上を目的とする
サポート会員向けのオンライン講習会も開催。



第5回オンラインセミナー



自動走行農機の実演



地区課題に沿った、より手厚い支援

個別地区支援

地域課題を抱えており事業化を検討している
ユーザー会員に対し、
ソリューションを持つサポート会員で編成された
支援チームにより、現地視察等を行いつつ、
ソリューションの提案等のサポートを行い、
事業化のための概略構想を策定します。
複数のサポート企業から編成される支援チームなので、
さまざまな意見や技術を確認できます。



現地調査の様子





農業農村情報通信 環境整備準備会



ICTで解決できる
課題の選抜



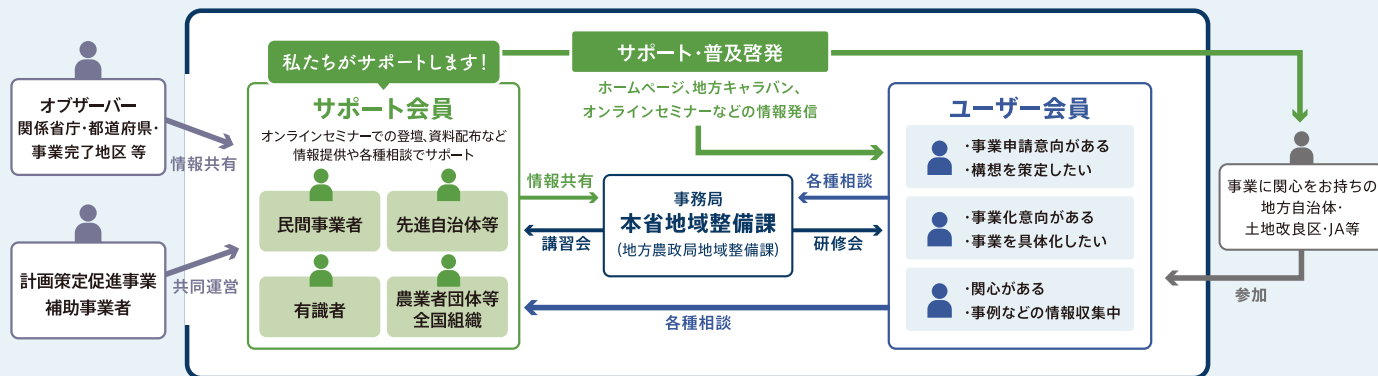
最適な
情報通信環境
の選択



スマート農業
技術の
マッチング

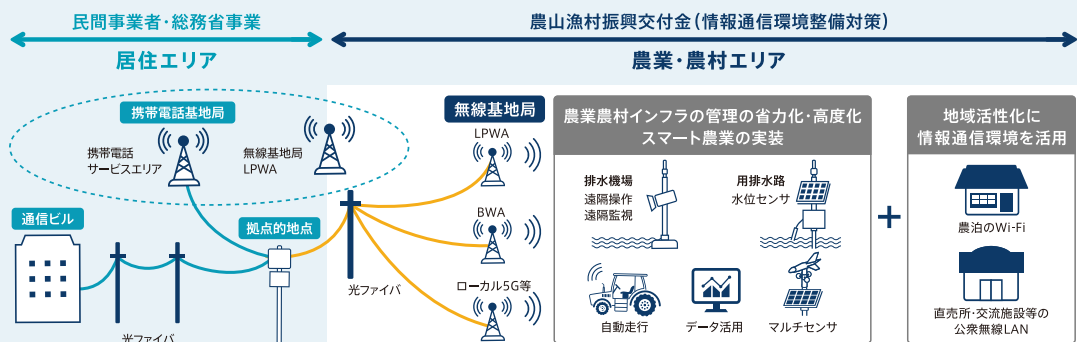
専門家集団の『サポート会員』と連携して支援します。

農林水産省が事務局となり、農業農村分野、情報通信分野の知見・実績を有する民間事業者や先進自治体等と連携し、農業農村における情報通信環境の整備や技術的サポート等を行います。



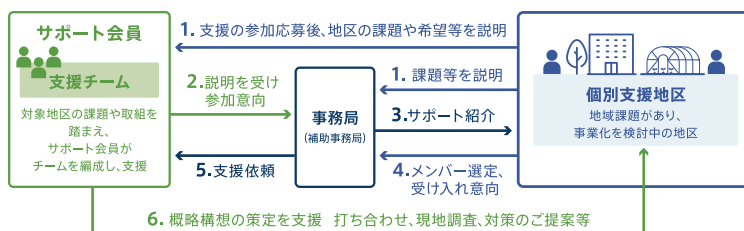
「農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)」のご紹介

- 農業農村インフラの管理の省力化・高度化や、農村地域におけるスマート農業の実装等に必要となる情報通信環境の整備について、調査・計画づくりから施設整備までを一体的に支援します。
- 地域の条件を踏まえて通信技術を柔軟に組み合わせることで最適な通信環境を構築可能です。



「個別地区支援」のご紹介

- 応募地区は地区概要や抱えている地域課題について、サポート会員向けに説明いただきます。
- 説明会開催後、自社の技術で地域課題の解決ができるサポート会員等に対し、サポートチーム参加の募集(とりまとめ役1社、サポート役複数社(令和5年度平均5社))を行い、サポートチームを編成。
- 現地調査や打ち合わせ、検討結果を踏まえた地域課題につながる技術提案、サポートチームとりまとめ役が各社提案をとりまとめ、概略構想を策定します。



令和5年度の
応募数は約20地区。
事業化に向け
絶賛進行中!

ご入会の受付
お問い合わせ

事務局: 農林水産省 農村振興局地域整備課
Email: nntsushin_jyunbikai@maff.go.jp TEL: 03-6744-2209

ホームページで
情報発信中!

<https://nn-tsushin.jp/>



1. サポート会員 (171団体)

(民間事業者) 【155社】

- ・アイアグリ株式会社
- ・株式会社アイエスイー
- ・株式会社ICTサポート
- ・株式会社IHI
- ・愛知時計電機株式会社
- ・株式会社アイ・ティー・シー
- ・株式会社IT工房Z
- ・アイフォーコム株式会社
- ・株式会社Agriee
- ・旭有機材株式会社
- ・株式会社朝日ラバー
- ・アジアプランニング株式会社
- ・株式会社アシストユウ
- ・株式会社ARIAKE
- ・and株式会社
- ・株式会社イーエス・ウォーターネット
- ・株式会社イ・エス・エス
- ・いであ株式会社
- ・イーマキーナ株式会社
- ・株式会社イーラボ・エクスペリエンス
- ・株式会社インターネットイニシアティブ (I I J)
- ・株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ
- ・合同会社ヴォール
- ・エクシオグループ株式会社
- ・株式会社荏原電産
- ・株式会社エヌ・シィ・ティ
- ・NEC ネットエスアイ株式会社
- ・NEC プラットフォームズ株式会社
- ・エヌエスティ・グローバルシステム株式会社
- ・NTC コンサルタンツ株式会社
- ・株式会社NTTアグリテクノロジー
- ・NTTデータカスタマサービス株式会社
- ・NTTドコモビジネス株式会社
- ・株式会社笑農和
- ・株式会社MMラボ
- ・エルスピーナヴェインズ株式会社
- ・特定非営利活動法人EnVision環境保全事務所
- ・沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社
- ・株式会社Omusubi Tech
- ・株式会社OCC
- ・株式会社オートマイズ・ラボ
- ・花王株式会社

- ・カナデビア株式会社
- ・関西ブロードバンド株式会社
- ・技建開発株式会社
- ・キタイ設計株式会社
- ・京セラ株式会社
- ・株式会社クボタ
- ・株式会社クボタケミックス
- ・KDDI株式会社
- ・株式会社恒河技術
- ・株式会社構造計画研究所
- ・株式会社国際電気
- ・コニカミノルタジャパン株式会社
- ・小峰無線電機株式会社
- ・山陰ケーブルビジョン株式会社
- ・株式会社三技協
- ・三信電気株式会社
- ・サンスイコンサルタント株式会社
- ・サンテレホン株式会社
- ・株式会社三祐コンサルタンツ
- ・株式会社CCJ
- ・四国通建株式会社
- ・ZIP Telecom株式会社
- ・株式会社JVCケンウッド
- ・シャープ株式会社
- ・株式会社ジョイ・ワールド・パシフィック
- ・株式会社上智
- ・株式会社新福島産業創生プロデュース
- ・スタッフ株式会社
- ・株式会社誠和
- ・セリングビジョン株式会社
- ・双日九州株式会社
- ・ソフトバンク株式会社
- ・SBテクノロジー株式会社
- ・株式会社Task
- ・株式会社ダック
- ・玉島テレビ放送株式会社
- ・一般社団法人地域総研
- ・株式会社中電工
- ・株式会社ちゅびCOM
- ・THK株式会社
- ・ティーエヌブリッジ株式会社
- ・株式会社ティデイー
- ・デジタルビズ
- ・株式会社電信

- ・株式会社DEN農
- ・株式会社トーエネック
- ・東京計器株式会社
- ・東洋計器株式会社
- ・株式会社栃木シンコー
- ・TOPPAN株式会社
- ・株式会社AAA
- ・豊橋ケーブルネットワーク株式会社
- ・特定非営利法人ドローンエイド
- ・株式会社ナカヨ
- ・南国殖産株式会社
- ・西日本電信電話株式会社 (NTT西日本)
- ・ニシム電子工業株式会社
- ・株式会社日水コン
- ・日鉄ソリューションズ株式会社
- ・株式会社日放電子
- ・日本アンテナ株式会社
- ・日本工営エナジーソリューションズ株式会社
- ・日本工営株式会社
- ・日本コムシス株式会社
- ・日本振興株式会社
- ・日本電気株式会社 (NEC)
- ・日本農林資源開発株式会社
- ・日本無線株式会社
- ・ネットワンシステムズ株式会社
- ・株式会社農林中金総合研究所
- ・株式会社ハイドロヴィーナス
- ・株式会社ハートネットワーク
- ・パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社
- ・パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社
- ・株式会社ハフト
- ・パブリック設計株式会社
- ・株式会社HAL
- ・阪神ケーブルエンジニアリング株式会社
- ・阪神電気鉄道株式会社
- ・株式会社阪南コーポレーション
- ・東日本電信電話株式会社 (NTT東日本)
- ・PicoCELA株式会社
- ・ビジネス相談所
- ・ひまわりネットワーク株式会社
- ・姫路ケーブルテレビ株式会社
- ・株式会社farmo
- ・株式会社フォレストシー





1. サポート会員 (つづき)

- ・富士通株式会社
- ・株式会社富士通鹿児島インフォネット
- ・富士通Japan株式会社
- ・株式会社富士通総研
- ・株式会社FLIGHTS
- ・有限会社ブライト・シティ・ジャパン
- ・プライマル株式会社
- ・PLANT DATA株式会社
- ・古河電気工業株式会社
- ・ベイス株式会社
- ・ベジタリア株式会社
- ・株式会社ほくつう
- ・マクセルフロンティア株式会社
- ・マスプロ電工株式会社
- ・松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社
- ・丸紅情報システムズ株式会社
- ・三菱電機株式会社
- ・株式会社ミライト・ワン
- ・名菱電子株式会社
- ・株式会社ユニオン
- ・株式会社ライスワーク
- ・株式会社流通研究所
- ・合同会社ローディーネット
- ・株式会社ワイズ技研
- ・若鈴コンサルタンツ株式会社
- ・渡辺パイプ株式会社

- ・一般社団法人農業土木機械化協会
- ・青森県土地改良事業団体連合会
- ・岩手県土地改良事業団体連合会
- ・東京都土地改良事業団体連合会

(地方公共団体) 【4団体】

- ・岩見沢市 (北海道)
- ・射水市 (富山県)
- ・塩尻市 (長野県)
- ・袋井市 (静岡県)

(団体等) 【12団体】

- ・全国山村振興連盟
- ・全国農業協同組合中央会
- ・全国農業協同組合連合会
- ・全国水土里ネット (全国土地改良事業団体連合会)
- ・地域BWA推進協議会
- ・国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門
- ・国立研究開発法人 土木研究所 寒地土木研究所
- ・国立研究開発法人 情報通信研究機構 (NICT)

2. ユーザー会員 (99団体)

- (地方公共団体) 【62団体】
- (土地改良区) 【27団体】
- (その他団体) 【10団体】

3. オブザーバー

- ・総務省

4. 事務局

- ・農林水産省 (農村振興局地域整備課)

<対策のポイント>

農業者が減少する中、生産性の向上、生産コストの低減に向け、農業構造転換集中対策期間において、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組に加え、巨大区画化等の効果検証及び横展開の取組等を支援します。

<事業目標>

農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））

<事業の内容>

1. 農地の区画拡大や省力化整備に係る基盤整備

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を定額で支援します。

【定額上限】区画拡大 7万円/10a、畦畔除去 4万円/100m、暗渠排水 14万円/10a 等

2. 調査・調整活動等に係るソフト事業

権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動等に要する経費を定額で支援します。

【定額上限】300万円/地区

3. 巨大区画化等の効果検証及び地域内での横展開

3ha以上（北海道5ha以上）の巨大区画化又は中山間地域において労働費が3割以上削減されることが見込まれる省力化整備の効果検証及び地域内での横展開に要する経費を定額で支援します。

【定額上限】3,000万円/協議会

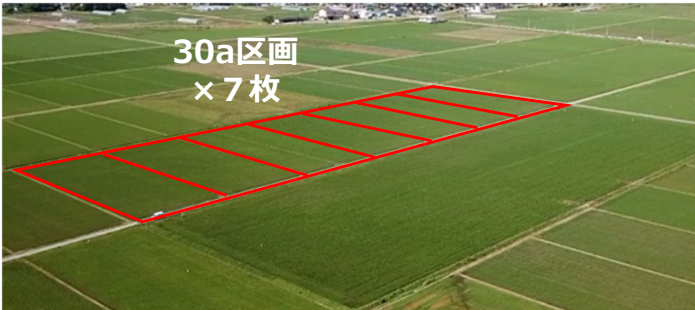
※1の事業では、担い手に集約化（面的集積）し、1ha以上に大区画化する場合、助成単価を約1.3倍まで引上げ。

【実施区域】農用地区域のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】農地の区画拡大を実施すること

<事業イメージ>

法人等の農業者が自ら施工可能な簡易な整備によって、機動的に農地の区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



簡易な基盤整備により区画拡大

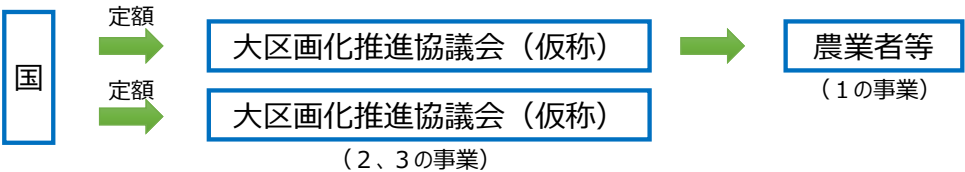


畦畔除去



区画拡大イメージ

<事業の流れ>



※大区画化推進協議会（仮称）：各都道府県に1つずつ設置し、農業者への技術指導、交付事務等を実施。

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）58

スマート農業技術活用促進総合対策

【令和8年度予算概算要求額 5,320（1,686）百万円】

＜対策のポイント＞

現場課題の解決に向けて、ロボット、AI、IoT等の先端技術を用いた省力化・効率化を可能とするスマート農業技術の開発・供給を推進するとともに、スマート農業普及のための環境整備を行い、スマート農業の社会実装に向けた取組を総合的に展開します。

＜事業目標＞

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

1. スマート農業技術の開発・供給促進事業【4,602(1,023)百万円】

スマート農業技術の開発・供給を加速化する取組を支援します。

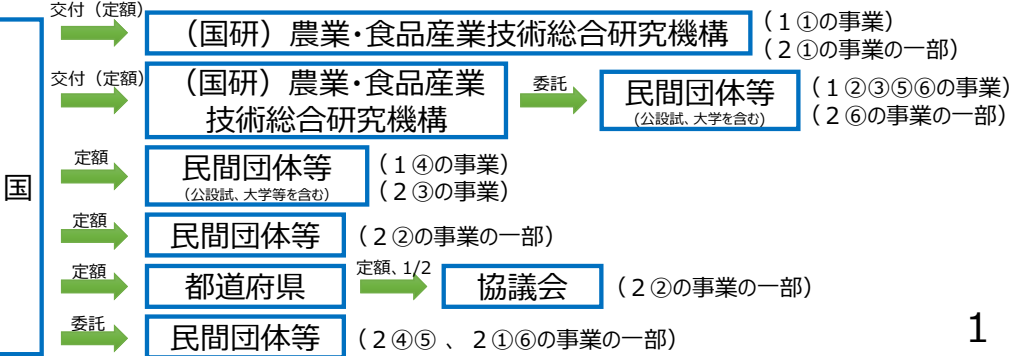
- ①重点課題対応型研究開発（農研機構対応型）
- ②重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）
- ③低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発
- ④先行的研究開発支援
- ⑤技術改良・新たな栽培方法の確立の促進
- ⑥スマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究

2. スマート農業普及のための環境整備【718(663)百万円】

スマート農業を普及させるための環境整備を行います。

- ①農林水産データ管理・活用基盤強化
- ②データ駆動型農業の実践・展開支援事業
- ③農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討
- ④スマート農業教育推進
- ⑤次世代の衛星データ利用加速化事業
- ⑥スマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）の運営

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. スマート農業技術の開発・供給促進事業

①農研機構による
基幹的・基盤的技術の研究開発
【例】
双腕型ロボットアームと
模倣学習等のフィジカル
AIによる高難度作業への
対応

②民間事業者による
重要・高難易度な技術の研究開発
【例】なしの管理作業（摘果）ロボット

③中山間地域等の生産現場のニーズを
踏まえた即戦力となる低コスト・小型
化等の技術の研究開発
【例】中山間地域向けの
管理作業機の小型化
（非乗用型への転換など）

④AIやロボティクス等のユニークな技術
シーズを有する高専や職業能力開発
大学校等と民間事業者が連携した
研究開発
【例】
独自の発想に基づき
開発されるシンプルなおもちゃ収穫ロボット

⑤開発事業者とサービス事業者が連携
した技術の質的向上や技術に適合し
た新たな栽培方法の確立
【例】技術のユーザビリティの向上

⑥技術の導入効果を着実に発揮させる
栽培体系やサービス事業者を介した
技術の運用方法等の検証、標準作
業手順書（SOP）の作成
【例】自動収穫ロボットの導入効
果を最大化するための栽培管理
体系の確立、アプリ化

2. スマート農業普及のための環境整備

① WAGRI ukabis
データ連携基盤（WAGRI・ukabis）、
AI、オープンAPIの活用を推進
農業者のデータ活用による
生産性向上等の実現

② データ収集・分析機器の活用
生産性・収益向上に
結びつける体制づくり等

③ ロボット農機（無人）
遠隔監視によるロボット農機の安全技術
等の検証及び安全確保策の検討

④スマート農業教育推進
オンライン講座、体験型研修

⑤ 衛星データ活用技術の
模展開
衛星データの新たな
利活用に向けた
適用可能性調査
・衛星活用技術の試験的導入
・利活用のマニュアル作成
・利活用事例の情報発信 等

⑥スマート農業イノベーション推進会議
（IPCSA）の運営
生産の革新
技術等の供給

スマート農業の社会実装・実践

スマート農業技術の開発・供給促進事業

【令和8年度予算概算要求額 4,602（1,023）百万円】

<対策のポイント>

スマート農業技術の社会実装を進めるため、スマート農業技術活用促進法の基本方針に位置付けた**重点開発目標に基づき、生産現場において優先度が高く即戦力となるスマート農業技術の開発・供給の取組**を支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

○ スマート農業技術の開発・供給促進事業

① 重点課題対応型研究開発（農研機構対応型）

民間事業者による研究開発等を加速させるため、農研機構による**品目共通の基幹的技術や研究開発を促進する基盤的技術の開発**を推進します。

② 重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）

特に必要性が高いスマート農業技術の開発を促進するため、スマート農業技術活用促進法に基づく**重点開発目標に沿った民間事業者による研究開発**を支援します。

③ 低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発

中山間地域等の生産現場の即戦力となる技術の開発・実用化を推進するため、「**低コスト**」や「**小型**」のスマート農業技術の研究開発を支援します。

④ 先行的研究開発支援

スマート農業技術の研究開発を担う**新たなプレイヤーの参画**を推進するため、特に機動力、アイデアを有する**高専や職業能力開発大学校等が先行的に取り組む早期の開発や民間企業と連携した供給につながる研究開発**を支援します。

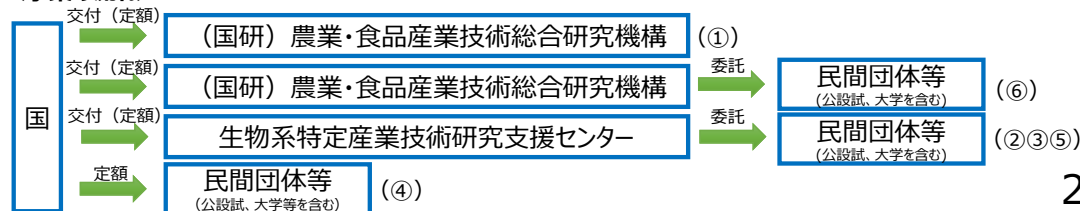
⑤ 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進

開発技術を円滑に産地へ供給するため、メーカーとサービス事業者等による**プロトタイプ**の製造段階における改良や技術に適合した**新たな栽培方法の確立**を支援します。

⑥ スマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究

スマート農業技術の導入を推進するため、**導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等**を検証し、標準化する取組を推進します。

<事業の流れ>



① 農研機構対応型（協調領域）

品目共通のベースとなる技術（基幹的技術）や開発を促進する技術（基盤的技術）の研究開発

【基幹的技術の例】
双腕型ロボットアームと模倣学習等の
フィジカルAIによる高難度作業への対応

【基盤的技術の例】
AI開発用教師データ

役割分担

② 民間事業者対応型（競争領域）

重要・高難易度な技術の研究開発

【例】レタス収穫ロボット

【例】なしの管理作業（摘果）ロボット

③ 低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発

中山間地域等の生産現場のニーズを踏まえた即戦力となる低コスト・小型化等の技術の研究開発

【例】中山間地域向けの管理作業機の小型化（非乗用型への転換など）

④ 先行的研究開発支援

AIやロボティクス等のユニークな技術シーズを有する高専や職業能力開発大学校等と民間事業者が連携した研究開発

【例】
独自の発想に基づき
開発されるシンプルなた
マト収穫ロボット

⑤ 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進

開発事業者とサービス事業者が連携した技術の質的向上や技術に適合した新たな栽培方法の確立

【例】技術のユーザビリティの向上

サービス事業者の関与が要件

⑥ スマート生産方式SOP作成研究

技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等の検証、標準作業手順書（SOP）の作成

【例】自動収穫ロボットの導入効果を最大化するための栽培管理体系の確立、アプリ化

現場への円滑な技術供給

SOPを活用した全国各地への普及

<参考>

(1) 開発供給実施計画Webページ

開発供給実施計画の申請・認定に関する情報（相談・申請窓口、各種様式など）

開発供給実施計画について

開発供給実施計画（以下「計画」という。）は、スマート農業技術活用促進法（以下「法」という。）に基づき農林水産大臣が策定する基本方針に位置づけた**開発供給事業の促進の目標**(PDF: 369KB) の達成に資するスマート農業技術等について、民間企業等が開発・供給する取組についての計画です。当該計画の認定を受けた場合に、税制・金融等の支援措置を受けることができます。

また、令和6年度補正予算の**スマート農業技術開発・供給加速化対策** 及び令和7年度予算の**スマート農業技術の開発・供給促進事業** では、開発供給実施計画認定者（少なくとも認定申請予定者）を支援対象としています。

相談・申請窓口

計画の認定を希望する際は、計画の開始を予定している時点から、時間的余裕をもって、申請窓口となる農林水産省の以下の担当部署に事前相談を行ってください。

また、申請の際は、以下の窓口に認定申請書及び必要な添付書類をメールでご提出ください。

<令和7年度予算事業への応募をご検討されている皆様>

予算事業への応募に先立ち、開発供給実施計画の申請を検討されている皆様におかれましては、事前相談として、まずは以下の資料を作成いただき、以下の窓口担当宛てにメールでご提出ください。

開発供給実施計画申請に係る共通様式のうち、事前相談に必要な様式(WORD: 55KB)

◆留意事項

✦ メール件名に、【予算応募関係】という文言を入れて送信してください。 例：「【予算応募関係】開発供給実施計画について（〇〇〇社）」

(2) 開発供給事業の促進の目標（重点開発目標）抜粋

農作業の区分		スマート農業技術等	生産性の向上に関する目標
営農類型等	農作業の類型		
水田作（水稲）	育苗及び田植	・ドローンによる直播等の育苗又は田植作業の省力化に係る技術	労働時間80%削減
	除草	・自律走行型除草機や自動水位管理等による抑草等の除草作業の省力化に係る技術（有機栽培体系に対応した技術を含む。）	労働時間80%削減
	収穫、運搬及び調製	・農業機械や調製施設の稼働状況に基づく作業判断の最適化システム等の収穫、運搬又は調製作業の省力化に係る技術	労働時間20%削減
畑作（小麦、大豆、ばれいしょ、そば、てんさい、二条大麦、かんしょ、さとうきび、飼料作物等）	播種及び移植	・全自動移植機等の播種又は移植作業の省力化に係る技術	労働時間60%削減
	除草	・株間除草機や自律走行型除草機等の除草作業の省力化に係る技術（有機栽培体系に対応した技術を含む。）	労働時間80%削減
	収穫、運搬、選別及び調製	・農業機械や選別・調製施設等の稼働状況に基づく作業判断の最適化システム等の収穫、運搬、選別又は調製作業の省力化に係る技術	労働時間20%削減
露地野菜・花き作（キャベツ、だいこん、たまねぎ、スイートコーン、ねぎ、レタス、ブロッコリー、にんじん、はくさい、かぼちゃ、えだまめ、さといも、こまつな、すいか、ごぼう、なす等）	除草及び防除	・株間除草機や自律走行型除草機等の除草作業の省力化に係る技術（有機栽培体系に対応した技術を含む。） ・ドローンや自律走行型の農薬散布機等の防除作業の省力化に係る技術	労働時間80%削減
	収穫及び運搬	・自動収穫機や台車ロボット等による収穫又は運搬作業の省力化に係る技術 ・自動収穫機の効率向上に資する高精度自動移植機等の収穫作業の省力化に係る技術	労働時間80%削減
	選別、調製及び出荷	・ラインへの自動搬入機等による選別又は洗浄作業の省力化に係る技術 ・自動箱詰め機等の仕分け・梱包作業の省力化に係る技術	労働時間60%削減

(3) 開発供給実施計画申請書作成の手引書

スマート農業技術活用促進法に基づく
開発供給実施計画の申請等の手引き

令和6年11月
農林水産省
農林水産技術会議事務局研究推進課

